

# 一九二〇年代の女工供給（保護）組合

## ——「組合」の女工供給事業

西成田 豊

はじめに

本稿の課題は、一九二〇年代の女工供給（保護）組合についてその活動の実態を究明するとともに、女工供給（保護）組合とは何か、その歴史的性格を考察することにある。これまで、この組合について言及しそれなりに検討してきた研究としては、中村政則氏と筆者（西成田）の研究がある<sup>①</sup>。本来、まずこの二人の研究について考察し、本稿の課題設定の意義を述べるべきであるが、二人の研究は、歴史研究の方法論として、あるいは歴史認識がいかに時代的制約をうけているかを示すものとして詳細に考察する必要があるため、通常の論文の構成とは異なりそれは最後に検討することにした。ただ、本稿を読みやすくするため、あらかじめ一つだけ指摘しておけば、上記二人の研究は等しく女工供給（保護）組合の中心的な活動である女工供給事業を完全に無視していることである。そのため、同組合の歴史的性格がほとんど考察されていない。

注

(1) 中村政則『労働者と農民』小学館、一九九〇年(原著は一九七六年)、西成田豊『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会、一九八八年、第一章第四節(初出論文は一九八三年)。

## 一 岐阜県の女工供給組合

### (一) 出稼労働者の状況

岐阜県は、長野、愛知という二つの製糸業県に接し、この両県のほか多くの府県に出稼労働者(その多くは出稼女工)を輩出している日本有数の出稼県である。一九二二年の出稼女工数は約一万三〇〇〇人で、飛騨三郡(益田郡、大野郡、吉城郡)のみにしてみると、女性人口一〇〇〇人につき出稼女工数は一〇一人におよんでおり、一七歳から二一歳の出稼製糸女工数は同じ年齢階級女性人口の三三%という高い比率を示している(1)。また、二三年現在益田郡の一三歳から四八歳までの女性人口八二七九人中、女工としての出稼経験を有する者は三一九四人で、その三八・六%を占めている(2)。

一九二四年度の岐阜県の県外出稼者(男女計)を業種別・出稼先府県別に示せば表1のとおりである。県外出稼者一万九七一七人中、愛知、長野両県を中心とする製糸業への出稼者(女工)がもつとも多く(全体の四五%)、愛知県を中心とする織物業への出稼者(女工)がこれに次ぎ(二三%)、そのあと愛知県を中心とする紡績業への出稼者

表1 岐阜県の県外出稼者（1924年度、男女計）

| 業種<br>出稼先 | 製糸業               | 紡績業               | 織物業               | 窯業                | その他               | 計                          |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|
| 愛知        | 4839 <sup>人</sup> | 1657 <sup>人</sup> | 1989 <sup>人</sup> | 1402 <sup>人</sup> | 1790 <sup>人</sup> | 11,677 <sup>人</sup> (59.2) |
| 長野        | 2158              | 24                | 21                | 14                | 194               | 2,411 (12.2)               |
| 三重        | 190               | 164               | 41                | 650               | 824               | 1,869 (9.5)                |
| 滋賀        | 646               | 35                | 107               | 13                | 82                | 883 (4.5)                  |
| 京都        | 59                | 85                | 208               | 159               | 288               | 799 (4.1)                  |
| 大阪        | 34                | 175               | 174               | 1                 | 223               | 607 (3.1)                  |
| 埼玉        | 474               | 6                 | 1                 | 0                 | 3                 | 484 (2.5)                  |
| 兵庫        | 267               | 1                 | 24                | 0                 | 7                 | 299 (1.5)                  |
| その他諸県     | 245               | 92                | 32                | 0                 | 319               | 688 (3.5)                  |
| 計         | 8,912<br>(45.2)   | 2,239<br>(11.4)   | 2,597<br>(13.2)   | 2,239<br>(11.4)   | 3,730<br>(18.9)   | 19,717 (100.0)             |

資料：名古屋地方職業紹介事務局『管区各県下に於ける労働事情』1927年（大原社会問題研究  
所所蔵）105-106頁より作成。

（女工）、愛知、三重両県を中心とする窯業への出稼者（主として男工）がつづいている。そのため、愛知県への出稼者が全体の六〇％と圧倒的比率を占め、長野、三重両県への出稼者はそれぞれ全体の一二％、一〇％を占める結果となっている。

## （二）組合設立に至る経緯

第一次世界大戦中・後の製糸業や紡績業の発達は、岐阜県内においても募集人による女工の募集を活性化させ、「応募者を料理店、劇場其他に誘引し、出稼（工場への引率―引用者注）前に自己の宿所に誘引若くは宿泊せしめ」<sup>（三）</sup>るなど、募集にともなうさまざまな弊害をうみだしていた。県当局は一九一九年一〇月、それまでの「職工募集取締規則」<sup>（四）</sup>を改正し、そうした弊害の防止・取締りを強化した<sup>（五）</sup>。

一方、大野郡においては募集人による募集活動を取締るために、一九一八年七月大野郡町村長会議が開催され、「工女供給組合」にかんする意見交換をおこなった<sup>（六）</sup>。そして同年一二月、同町村長会議は「同郡各町村ニ工女供給組合ヲ設置シ、従来ノ各種募集運動ヨリ生スル弊風ノ改善ハ勿論、内容ノ不完全ナル工場ニ出稼ノ工女保護ヲ目的トシテ活動ヲ開始スル」<sup>（七）</sup>ことを決議した。この決議をうけて翌一九

表2 岐阜県における女工供給組合の設立状況（1927年10月現在）

| 設立年月    | 郡上郡 | 加茂郡 | 益田郡 | 大野郡 | 吉城郡 | 計  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 1919年1月 |     |     | 1   | 2   |     | 3  |
| 2       |     |     |     | 1   |     | 1  |
| 8       |     |     |     | 1   |     | 1  |
| 9       |     |     |     | 1   |     | 1  |
| 10      |     |     |     | 2   |     | 2  |
| 12      |     |     |     | 1   |     | 1  |
| 20 1    | 1   |     | 1   | 2   |     | 4  |
| 3       |     |     | 1   |     |     | 1  |
| 10      | 1   | 1   |     |     |     | 2  |
| 11      |     |     | 2   |     |     | 2  |
| 12      | 8   | 2   | 6   |     | 9   | 25 |
| 不詳      | 1   |     |     |     |     | 1  |
| 21 1    | 2   | 3   |     |     |     | 5  |
| 2       |     |     |     |     | 1   | 1  |
| 3       |     | 2   |     |     |     | 2  |
| 5       |     | 1   |     |     |     | 1  |
| 6       |     | 1   |     |     |     | 1  |
| 7       |     | 1   |     |     |     | 1  |
| 8       |     | 1   |     |     |     | 1  |
| 12      | 1   | 3   |     | 1   |     | 5  |
| 22 1    |     | 2   |     |     |     | 2  |
| 23 1    |     | 2   |     |     |     | 2  |
| 24 1    |     | 1   |     |     | 1   | 2  |
| 12      |     | 1   |     |     |     | 1  |
| 計       | 14  | 21  | 11  | 11  | 11  | 68 |

資料：中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』1928年、巻末付表より作成。

注：表中の数字は組合数

年二月、「高山町工女組合」が設立された。県当局もこれに刺激されて同年二月以降、飛騨三郡と加茂郡、郡上郡の三郡に女工組合の設立を奨励した<sup>(8)</sup>。その設立状況をみたものが表2である。大野郡の各町村における組合の設立がまず先行し、二〇年一二月設立の組合数もつとも多く、それ以降加茂郡の各町村に組合の設立が広がっていったことがわかる。

しかし、以上のような女工供給組合の設立は、従来の募集人やそれらと結びついたさまざまな利益集団との対立なしには成し遂げることができなかった。事実、大野郡各町村の組合は、設立当初「募集従事者（募集人―引用者注）は組合の設立によ

り自由活動を制限される虞<sup>おそれ</sup>あるにより、企業主は果して組合の手によって所要の工女を募集し得るや否や危惧の念を抱きて一層激しく募集争奪を行つて之に反対するに至りては、全く組合存立の余地なく、到底所期の目的を達することを得ざるの憂<sup>うれい</sup>があつた<sup>(9)</sup>とされている。また、ほかの郡の組合も、「設立当時は反対不<sup>すくなく</sup>夥<sup>おほく</sup>、暗に事業の遂行を妨害し、一方ならず組合理事者をして悩ましめるものあり。加之募集員の根拠たる宿屋・料理屋・商家等の反感により組合員中多数の反対者を生じ、募集員と結託して事<sup>こと</sup>を行ひ、或は従来多額の利益を占め居<sup>おり</sup>たる募集員の下請をなす輩<sup>やから</sup>の苦肉の策に組合の結束を紛<sup>まご</sup>らす等、(組合の―引用者)経営の支障<sup>すく</sup>渺<sup>おほく</sup>なからざりし<sup>(10)</sup>」という状況にあつた。こうした事態に対処するため、岐阜県は二〇年一月県令を發出し、女工供給組合が設立されている町村内において募集人が直接女工を募集することを禁止することにした<sup>(11)</sup>。後述するように女工供給組合への女工の加入は強制力を有していないため、募集人の自由な募集が禁止されないかぎり、組合の発達は望むべくもなかったからである。二〇年一月の県令の發出が、組合設立のおおきな契機となつたことは、前述のように同年一二月に組合が多数設立されていることに示されている。

### (三) 組合の組織と組合員

組合の組織単位(組織区域)は、前記の「高山町工女組合」という名称に示されているように、町村単位であつた。ただし組合の名称は、設立に向けた協議が郡レヴェルでおこなわれたためであるうか、郡によつて異なっている。すなわち、大野郡の町村組合は「工女組合」、益田郡の町村組合は「職工組合」、吉城郡の町村組合は「女工組合」、加茂郡の町村組合は「女工供給組合」、郡上郡の町村組合は「職工組合」という名称になつている<sup>(12)</sup>。

町村単位のそれぞれの組合の組合員は、「高山町工女組合規約」が「本組合ハ高山町内ニ住所ヲ有シ、各地ノ工場

表3 岐阜県における女工供給組合の組合員総数と1組合平均組合員数  
(1927年10月現在)

|             | 組合員総数              |                    |                    | 1組合平均組合員数        |                  |                  |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
|             | 父兄                 | 女工                 | 計                  | 父兄               | 女工               | 計                |
| 郡上郡 (14 組合) | 1,542 <sup>人</sup> | 2,162 <sup>人</sup> | 3,704 <sup>人</sup> | 110 <sup>人</sup> | 154 <sup>人</sup> | 264 <sup>人</sup> |
| 加茂郡 (21 組合) | 1,165              | 2,069              | 3,234              | 56               | 99               | 155              |
| 益田郡 (11 組合) | 1,107              | 1,542              | 2,649              | 100              | 140              | 240              |
| 大野郡 (11 組合) | 1,759              | 1,907              | 3,666              | 160              | 173              | 333              |
| 吉城郡 (11 組合) | 2,265              | 2,672              | 4,937              | 206              | 243              | 449              |
| 計 (68 組合)   | 7,838              | 10,352             | 18,190             | 115              | 152              | 267              |

資料：表2と同じ資料より算出。

注：「1組合平均組合員数」は、小数点以下は4捨5入。

ニ就業シ若クハ就業セントスル女工及其保護者ヲ以テ組織ス」(13) (第四条、傍点引用者、以下同じ) と規定していることに示されているように、各町村在住の女工とその父兄によって構成されていた。ただし、同組合規約が「本組合ニ加盟セントスルモノハ、其住所、氏名、生年月日ヲ記載シ本組合ニ申出ツヘシ」(14) (第一七条) と規定しているように、組合に加入するかどうかは、女工とその父兄の自主的な判断に委ねられていた。

そこで次に、女工供給組合の組合員数をみることにしよう(表3)。一九二七年一〇月現在、岐阜県下女工供給組合の組合員総数は一万八一九〇人であるが、一組合平均でみると、組合員数は、女工一〇〇人から二〇〇人、その父兄五〇人から二〇〇人で、その合計では一五〇人から四〇〇人である。ただし同表で注目しなければならないことは、大野郡の一一組合と吉城郡の一一組合では女工組合員数と父兄組合員数がほぼ同数であるのに対し、郡上郡の一一組合、加茂郡の二一組合、益田郡の一一組合では女工組合員数が父兄組合員数をおおきく上回っていることである。その理由は、大野郡では二組合、加茂郡では八組合、益田郡では三組合で父兄組合員が存在しない(父兄の組合加入がゼロ)ためである。その理由は詳らかではないものの、父兄からの女工の自立度が関係しているようにおもわれる。

各町村の女工供給組合には、組合長、副組合長、評議員、幹事、理事などの

役員がおかれている。「高山町工女組合規約」によれば、組合長、副組合長はそれぞれ一名、評議員は一八名、幹事は二名、理事は九名となっている（第六条<sup>(15)</sup>）。そしてそれぞれの選出方法は、「組合長、副組合長ハ評議員会ニ於テ之ヲ選挙ス」、「評議員ハ総会ニ於テ保護者タル組合員（父兄組合員―引用者注）中ヨリ之ヲ選挙ス」、「幹事理事ハ組合長ノ推薦ニヨリ評議員会ニ於テ之ヲ選定ス」<sup>(16)</sup>（以上第七条）とされている。しかし、岐阜県各町村の女工供給組合は、組合長、副組合長はそれぞれ町村長と助役が担い、役場の吏員は幹事として役場事務のかたわら組合事務を担当するというのが実態であった<sup>(17)</sup>。したがって、「高山町工女組合規約」が「本組合の事務所ヲ高山町役場内ニ置ク」（第五条）と規定していることに示されるように、県下六八組合（二七年一〇月現在）の事務所所在地はすべて町村役場内であった<sup>(18)</sup>。組合のこうした組織構造は、女工供給組合が郡の町村レヴェルの協議によって、あるいは県の奨励をうけた郡と町村の協議によつて設立されたという事情と関連している。

そうした事情もあつてか、各町村の女工供給組合が設立されたあと、「女工供給組合の連絡統一を図り、其共同の目的を達成し、併せて指導啓蒙の衝に当らしむる」<sup>(19)</sup>ため、郡を区域とする女工供給組合郡聯合会が設立された。

「郡上郡職工組合聯合会」（加入組合数一七組合、二四年二月末現在、以下同じ）、「加茂郡女工供給組合聯合会」（同二二組合）、「益田郡職工組合聯合会」（同二一組合）、「大野郡女工組合聯合会」（同二二組合）、「吉城郡女工組合聯合会」（同二一組合）がそれである<sup>(20)</sup>。そして、これらの郡聯合会もまた行政組織と密接に結びついており、会長は郡長、副組合長は互選による会員中の町村組合長、監事は所轄警察署長で構成されており、事務所は郡役所内におかれた<sup>(21)</sup>。

#### （四）組合の事業

女工供給組合の事業は、おおきく①雇用主（工場主）の需要に応じて女工の供給・斡旋をおこなうこと、②就業中の女工の保護をおこなうこと、③組合員のあいだで懇談、修養、慰安、健康などにかんする会合をおこなうことの三つに分けることができる。「高山町工女組合規約」の第三条<sup>22</sup>（本組合ニ於テ行フ事務ノ概目左ノ如シ）にそくして言えは、①は、「組合員並募集主ノ需ニ応シ女工供給上ノ交渉及斡旋ヲ為スコト」（第一項）、「組合員募集主間ニ於ケル契約締結ノ承認及其ノ履行ヲ監督スルコト」（第二項）であり、②は、「組合員就業中帰郷ノ必要発生シタルトキハ、其ノ申出ニヨリ工場主ニ対シ相当交渉ヲナスコト」（第三項）、「組合員ノ就業スル工場ノ視察ヲナスコト」（第四項）である。また③は、「組合員間ノ懇談会ヲ開キ相互意志ノ疎通ヲ図ルコト」（第五項）、「組合員ノ修養、慰安及保健ニ関スル施設ヲナスコト」（第六項）に示されている。

そこでまず最初に、組合の女工供給事業について「高山町工女組合供給規定」<sup>23</sup>を例にして考察することにしよう。女工の供給について同規定はまず、「女工ノ供給ヲ受ケントスル募集主ハ、其供給希望ノ人員ヲ予定シ、毎年十月末日迄ニ……女工供給斡旋申込書ヲ提出スヘシ、但シ特ニ女工ノ指定若クハ選択スル等ノ申込ニ対シテハ其需メニ応セサルモノトス」（第二条）としている。女工の供給をもとめる「募集主」（雇主、工場主）は毎年一〇月末までに「女工供給斡旋申込書」を組合に提出すること、ただし特定の女工の指名・選択の要求はできないことが、規定されている。「女工供給斡旋申込書」の書式は次のとおりである。

「 女工供給斡旋申込書

住所

何々株式会社工場



私儀、貴町女工供給組合内組合員（女工）ヲ左記ノ条件ニ募集<sup>いたしたく</sup>致<sup>じよう</sup>度候条、供給<sup>かた</sup>方<sup>あいなむた</sup>斡<sup>このたん</sup>旋<sup>のたん</sup>相<sup>のたん</sup>成<sup>のたん</sup>度、此段申込候也

大正 年 月 日

右

高山町工女組合長殿

記

一、供給希望人員

一、応募者就業工場其他待遇方法（就業案内添付）

〔注意〕

一、製糸女工ハ毎年一月出稼シテ其ノ十二月帰省スルモノ大半ヲ占ムルニヨリ、本申込書ハ十月末日迄ニハ必ス組合長ニ申込ヲナスコト

〔24〕

この「申込書」をみるかぎり、「高山町工女組合」は、製糸女工の供給組合であつた。さらに「募集主」は、「申込書」とともに以下のような「誓約書」を組合に提出しなければならなかつた（第三条）。

「印紙 誓約書

今回貴組合ヨリ女工供給上ノ斡旋ヲ受クルニ付テハ、左記ノ条項<sup>なろび</sup>並<sup>ならび</sup>本件ニ関スル貴組合規定、其他御教示ノ事項堅ク遵守<sup>つかまつるべく</sup>可仕候也

年月日

工場主 氏名 印

空白  
組合長宛

記

一、貴組合ノ幹旋ヲ經スシテ擅ニ貴組合内ノ女工ヲ募集セサルハ勿論、苟クモ貴組合ノ目的ヲ妨クルノ如キ行為ヲ為ササルコト

二、雇傭女工若クハ其保護者ニ対シ契約上ノ義務ヲ誠実ニ履行スヘキハ勿論、女工ノ待遇慰安及衛生等ニ付テハ特ニ最善ノ努力ヲ須ユルコト

三、前項ニ関シ貴組合ヨリ特ニ交渉ヲ受クルコトアル場合ニハ誠意ヲ以テ之ニ応シ、努メテ其要求ニ遵フコト<sup>したが</sup>(25)

この「誓約書」では、工場主(「募集主」)が組合の管轄内で女工を直接募集することを禁じ(組合による女工の事実上の供給「独占」)、工場主に女工の待遇や衛生環境などの労働条件の改善を義務づけ、そのことに関する組合の「交渉権」を承認することを、誓約させている。

「募集主」(あるいはその委託をうけた「募集従事者」)から「申込書」、「誓約書」の提出をうけた組合は、女工の希望を聞いて供給を決定し、その旨を「募集主」(あるいは「募集従事者」)に伝える。「各工場ニ供給スヘキ女工ハ本人ノ希望ニ依リ之ヲ決定シ、募集主又ハ募集従事者ニ通報スルモノトス」(第四条)。この供給決定の連絡をうけた「募集主」(あるいは「募集従事者」)は、組合員である女工の保護者とただちに雇用契約を結ぶ。「前条ニ依リ女工供給決定ノ通知ヲ受ケタル時ハ、募集主又ハ募集従事者ハ直チニ当事者ト雇傭契約締結ノ上、本組合ニ所定ノ手数料ヲ納付シ、契約書ニ組合長ノ承認ヲ受クヘシ」(第五条)。供給手数料については後述することとするが、この条項で、

締結された雇用契約書は組合長の承認を要するとしている点が重要である。というのも、「当時」に於ては契約の内容に付ては何等の制限がなかったため、雇傭主により契約の内容も区々<sup>ままたち</sup>であり、非常に被傭者に不利なる内容を有するものも多かったが、通常無知なる女工の父兄は何等かかる内容を注意せずして契約を締結し、ために不利益を被る者<sup>うむ</sup>多かりし<sup>(26)</sup>という状況が存在したからである。

組合長による雇用契約書の承認をうけたうえで、「募集主」（あるいは「募集従事者」）はさらに、「女工氏名」、「出発期日及就業セシムヘキ予定期日」、「前貸金ヲ為シタル時ハ其ノ金額」などを組合に報告しなければならなかった（第六条）。この条項では、「募集主」（あるいは「募集従業者」）による女工の父兄に対する「前貸金」の額が報告義務の対象とされていることが注目されよう。

一方、「高山工女組合」の女工供給事業における女工側の義務として前記の「組合規約」は、「自己就業希望ノ工場決定シタル時ハ直ニ本組合ニ申告スルコト」（第一五条第二項）、「本組合ノ承認ヲ経スシテ任意ニ募集主又ハ募集従事者ト雇傭契約ヲ為サルコト」（同第三項）、「雇傭契約期間内、他ノ募集主又ハ募集従事者ト二重ノ契約ヲ為サルコト」（同第四項）などを定めている。第三項は組合の事実上の女工の供給「独占」を確保するものとして、第四項はそのことに加えて、それまで雇主（工場主）側を悩ませていた女工・父兄の「二重契約」を禁止するものとして、重視されるべきであろう。

最後に、組合が受けとる女工供給の手数料についてのべることにしよう。「高山町工女組合供給規定」の第八条によれば、供給手数料は、郡内（大野郡内）にある工場に供給するばあいと、郡外にある工場へ供給するばあいとではおおきく異なっており、郡内工場のばあいは女工一人につき一円五〇銭、郡外工場のばあいは女工一人につき三円となつてゐる<sup>(27)</sup>。こうした違いは、岐阜県下の各町村女工供給組合すべてに共通している。すなわち二七年一〇月現

在、各町村女工供給組合の供給手数料は、みずからの郡の外にある工場に対してはすべて女工一人につき三円であるが、郡内の工場に対しては、郡上郡の女工供給組合のばあいは一円五〇銭が一組、一円が二組、加茂郡の女工供給組合のばあいはすべて二円、益田郡、大野郡、吉城郡の女工供給組合のばあいはすべて一円五〇銭となっている<sup>(28)</sup>。郡内の工場に対する供給手数料の差異がどのような事情にもとづくのか、いまのところ史料に即して詳らかにすることはできないが、いずれにせよ、岐阜県下のすべての町村女工供給組合がみずからが位置する郡内の工場に対しては、供給手数料の点で優遇していることは確かである。

「高山町女工組合」のばあい、いったん納付された供給手数料は、原則として返還しないことになっている。すなわち前記「供給規定」は、その第九条で「納付済ノ手数料ハ契約後女工入場セサルコトアルモ返還セス、但シ雇傭契約締結後止ムヲ得サル事由ニ依リ入場（工場に入る―引用者注）前契約解除ニ至リタル場合ニ於テ募集主ノ請求アリタルトキハ、其ノ事情ヲ考慮シ特ニ既納ノ手数料ヲ返還スルコトアルヘシ」<sup>(29)</sup>と規定している。供給手数料は原則として返還しないとするこうした規定がほかの組合にも存在するのだろうか、わからない。

次に、女工供給組合の事業の第二、就業中の女工の保護についてみることにしよう。各町村女工供給組合は、年に一、二回の調査のため組合の役員を工場へ派遣し、組合員女工の慰問のかたわら、女工待遇の状況を調査し、工場主から組合員女工個々人の勤務成績などの報告をもとめ、組合員女工からもさまざまな意見を聞き取り、女工の保護につとめているとされている<sup>(30)</sup>。しかし、組合によるこうした女工の保護活動には限界があったようである。名古屋地方職業紹介事務局はこの点について、「何等基礎的智識を有せざる組合役員が短時間の視察を以てしては、到底内容を明らかにするを得ずして、自然形式の調査に陥るは遺憾なり」<sup>(31)</sup>、「帰郷中組合総会等の際、女工より工場内容を聴取する方法を實行せしも、個人的の意見にて正鵠を失する嫌あり、又再度就職するに当り、工場主に知られて後

患あるべきを恐れ充分なる陳述をなさず、適確なる資料を得ることを得ず」<sup>(32)</sup>と記している。

「高山町工女組合」もその「規約」第一六条で、「組合員ハ其ノ就業工場ニ於ケル待遇及賃金ニ関シ其処置、法規又ハ契約ニ背キ其ノ他徳義ヲ欠クノ行為アリタルトキハ、速ニ本組合ニ通告スヘシ（以下略）」<sup>(33)</sup>としているが、それが実際にどこまでおこなわれたかは定かでない。

女工供給組合の事業の第三、帰郷後の修養・慰安などの会合については、関係史料にはまったく記されていない。そのことは、こうした会合がまったく開かれなかったことを直ちに意味するわけではないが、特段目立った活動でなかったことだけは確かであろう。

以上、女工供給組合の三つの事業について考察してきたが、事業としては文字どおり女工供給事業がもつとも重要であることを知った。そこで次に、その供給事業の実績を考察することにしよう。

#### (五) 女工供給事業の実績

まず最初に、女工供給組合がどのような業種にどれだけの女工を供給しているかをみることにしよう（表4）。女工供給数は一九二二年の八三三八人から二二年の九五四九人へと一五%の伸びをみせている。業種別では、先にのべた「高山町工女組合」が製糸女工の供給組合であったことに示されているように、製糸業への女工供給数が圧倒的多数を占めている。ただし、紡績業、織物業への女工供給数もそれぞれ二二年の七八人（女工供給総数の〇・九%）、三九人（同〇・五%）から二二年の二六二人（同二・七%）、一五八人（同一・七%）へと増加している。二三年以降の業種別女工供給数はわからないが、女工供給組合が製糸業固、有の組合ではない、ことだけは間違いないであろう。一工場当りの女工供給数は、製糸業では四〇人台、紡績業では三〇人前後である。

表4 岐阜県下女工供給組合による業種別供給実績

| 業 種 | 1921 年  |                    |                   | 1922 年  |                    |                   |
|-----|---------|--------------------|-------------------|---------|--------------------|-------------------|
|     | 工場数 (A) | 人数 (B)             | (B)／(A)           | 工場数 (C) | 人数 (D)             | (D)／(C)           |
| 製糸業 | 197     | 8,217 <sup>人</sup> | 41.7 <sup>人</sup> | 198     | 9,119 <sup>人</sup> | 46.1 <sup>人</sup> |
| 紡績業 | 3       | 78                 | 26.0              | 8       | 262                | 32.8              |
| 織物業 | 8       | 39                 | 4.9               | 6       | 158                | 26.3              |
| その他 | 1       | 4                  | 4.0               | 1       | 10                 | 10.0              |
| 計   | 209     | 8,338              | 39.9              | 213     | 9,549              | 44.8              |

資料：中央職業紹介事務局『本邦製糸業労働事情』1928年1月、57頁より作成。

表5 岐阜県下女工供給組合による出稼先府県別  
女工供給数

| 出稼先府県 | 1922 年 |               | 1924 年                    |
|-------|--------|---------------|---------------------------|
|       | 工場数    | 女工数           | 女工数                       |
| 岐 阜   | 115    | 5,069 (53.1)  | 4,884 <sup>人</sup> (49.5) |
| 愛 知   | 41     | 2,020 (21.2)  | 2,375 (24.1)              |
| 長 野   | 36     | 1,171 (12.3)  | 1,104 (11.2)              |
| 埼 玉   | 5      | 432 (4.5)     | 478 (4.8)                 |
| 滋 賀   | 3      | 254 (2.7)     | 320 (3.2)                 |
| 兵 庫   | 1      | 225 (2.4)     | 256 (2.6)                 |
| その他府県 | 12     | 378 (4.0)     | 448 (4.5)                 |
| 計     | 213    | 9,549 (100.0) | 9,865 (100.0)             |

資料：中央職業紹介事務局、前掲書、58頁。名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』1927年（大原社会問題研究所蔵）82頁より作成。

注：パーレン内は合計に対する百分比。

供給された女工の出稼先府県別構成は表5のとおりである。岐阜県内の工場への女工供給数が全体の半数を占めており、前述した業種別構成を考慮すると、県内製糸工場への女工の供給に女工供給組合がおおきな役割をはたしていたことをうかがわせる。ただ、県内工場への女工供給は、二二年と比較すると二四年は人数・比率とも減少しており、そのぶん愛知県内工場への女工供給数・比率が増加している。この増加は、前述した業種別構成と前掲表1を考慮すると、同県内の製糸工場のほかに紡績工場、織物業工場への供給数が増加したことによるものと考えられる。一方、長野、埼玉、滋賀、兵

表6 工場所在地県別製糸女工総数に占める供給女工数の割合（岐阜県）

| 工場所在地県 | 1920 年末工場法適用製糸工場の女工数 (A) | 21 年度供給女工数 (B)     | (B)／(A)           | 22 年度供給女工数 (C)     | (C)／(A)           |
|--------|--------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 岐 阜    | 11,906 <sup>人</sup>      | 3,960 <sup>人</sup> | 33.3 <sup>%</sup> | 4,866 <sup>人</sup> | 40.9 <sup>%</sup> |
| 長 野    | 83,221                   | 1,059              | 1.3               | 1,171              | 1.4               |
| 愛 知    | 29,582                   | 1,792              | 6.1               | 1,830              | 6.2               |
| 計      | 124,709                  | 6,811              | 5.5               | 7,867              | 6.3               |

資料：桂泉「本邦製糸業労働事情（二）」（『社会政策時報』第41号、1924年2月）93頁より作成。

注：「工場法適用工場」とは常時15人以上の職工を使用する工場。

庫諸県への女工供給数とその全体に占める比率は、二二年と二四年と比較してこれといった目立った変化はない。前述した業種別構成と表1を考慮すれば、これら諸県へ供給された女工は製糸女工といってよいであろう。このようにみると、岐阜県の女工供給組合が供給する女工の圧倒的多数は製糸女工だったとはいえ、典型的な製糸業県である長野県への供給比率は一一・一二％と意外と少なく、岐阜県内と愛知、埼玉、滋賀、兵庫諸県への製糸女工の供給が多数にのぼっていることに注目する必要がある。

上述の点は、岐阜、長野、愛知三県の製糸女工総数のうち、岐阜県下の女工供給組合によって供給された女工の占める割合をみると、いっそう明らかになる。表6はそれを示したものである。岐阜県内の製糸女工総数のうち供給女工数が占める割合は三三・四一％とかなり高いのに対し、長野県のそれはわずか一％強にすぎず、愛知県の場合は長野県よりはずっと高いものの、六％強にすぎない。ただし、長野、愛知両県の製糸女工の出身地の多くは県内であり、県外女工に限定すれば、岐阜県女工供給組合が供給する女工の割合は高まる。すなわち、一九二〇年末工場法適用（職工一五人以上使用工場が対象）製糸工場の県外出身女工数は、長野県製糸工場では二万二七〇七人（A）、愛知県製糸工場では一万三二五一人（B）であるが、そのうち岐阜県女工供給組合による供給女工数はそれぞれ、一〇五九人（C）、一七九二人（D）であり、供給女工の割合は $\frac{(C)}{(A)}$ 四・七％、愛知県製糸工場では $\frac{(D)}{(B)}$ 一三・五％となる<sup>(34)</sup>。

表7 岐阜県下女工供給組合の出稼先決定人員と申込者数  
(1922年3月1日現在)

| 郡  | 組合所属<br>女工数 (A)    | 出稼中又は出<br>稼先決定人員   | 出稼未申込<br>者数 (B)  | (B) / (A)        |
|----|--------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 大野 | 2,298 <sup>人</sup> | 2,198 <sup>人</sup> | 100 <sup>人</sup> | 4.4 <sup>%</sup> |
| 益田 | 1,659              | 1,451              | 208              | 12.5             |
| 吉城 | 2,554              | 2,462              | 92               | 3.6              |
| 郡上 | 2,752              | 2,133              | 619              | 22.5             |
| 加茂 | 1,673              | 1,631              | 42               | 2.5              |
| 計  | 10,936             | 9,875              | 1,061            | 9.7              |

資料：桂舉，前掲論文，93頁，高橋辨蔵「女工供給組合に関する調査」〔『社会政策時報』第32号，1923年5月〕69頁より作成。

それでは次に、岐阜県女工供給組合は県外への出稼女工をどの程度統制し組織化することができたのだろうか。一二四年の時点を取り、表1と表5を比較し、この点を検討することにした。表1により県外出稼女工を製糸業、紡績業、織物業への出稼者とすれば、県外出稼女工の出稼先県は、愛知県八四八五人、長野県二二〇三人、滋賀県七八八人、埼玉県四八一人、兵庫県二九二人、「その他共計」一万三七四八人となる。これを分母とし、表5の出稼先

府県別女工供給数を分子として計算すれば、組合によって供給された女工の比率は、愛知県で二八・〇％、長野県で五〇・一％、滋賀県で四〇・六％、埼玉県で九九・四％、兵庫県で八七・七％、「その他共計」で七一・八％となる。埼玉・兵庫両県への出稼女工については、組合はほぼ完全に統制・組織化しているのに対し、長野県への出稼女工については五〇％、愛知県への出稼女工については三〇％弱を統制・組織化しているにすぎず、その結果出稼女工全体に対する統制・組織化率は七二％となっている。

女工供給組合による出稼女工全体に対する統制・組織化率七二％という数値は高いと言えるが、統制・組織化率が出稼先県でばらつきがあり、また組合が出稼女工全体を完全に掌握していないのも事実である。これはどのような事情にもとづくのであろうか。そのことを考えるうえで参考になるのが表7である。女工供給組合の組合員でありながら、出稼を組合に申込まない者が全体で一〇％弱存在する。しかも、その未申込者の比率は郡によって区々まちまちであり、郡上郡では二二・五％、加茂郡で二・五％である。このデータは、同表に記したよう



に二二年三月一日現在のものであるが、二四年二月末の統計データからも上述したことに同じことを確認することができる。すなわち二四年二月末現在、女工供給組合所属の女工数は一万七〇六人であるが、供給・斡旋を組合へ申込んだ人数は九六七五人、申込まなかった人数は二〇三一人で<sup>(35)</sup>、未申込者数の割合は二二年三月一日現在とほぼ同じ九・六％におよんでいる。このように未申込者が比較的多いということは、女工供給組合設立にさいしての募集人とその関係者による反対・抵抗運動(前述)を考えると、組合員になったものの、供給・斡旋を組合に求めず、募集人に依存している女工が少なからず存在していることを示唆しているようにおもわれる。このことは、募集人にそくしていえば、女工供給組合が存在している町村等での募集を禁止した二〇年一月の県令、組合の管轄内での工場主による女工募集を禁止した「高山町工女組合」の「誓約書」に明確に違反する一種の「脱法行為」であった。しかし同時に、なんらかの事情で募集人に依存した方が有利と考えた女工が少なからず存在したことも確かであろう。こうした事実と、組合への加入の任意性が、七二％という高い数値であるとはいえ、女工供給組合が(県外)出稼女工を完全に統制・規制することができなかった根本的な理由であった。

#### (六) 組合の会計

最後に、女工供給組合の会計(収入と支出)はどのような状態であったかを検討することにした。組合の収入は、「高山町工女組合規約」が「本組合ノ経費ハ供給手数料ヲ以テ之ニ充ツ」(第二四条)と規定しているように<sup>(36)</sup>、供給手数料であった。ただ、組合の設立に県の奨励があったためであろうか、「組合の収入は主として斡旋手数料なり……少額の県費補助と共に経費に充つ」<sup>(37)</sup>と報告されているように、各組合へ県からの若干の助成金があったようである。一方、組合の支出については、「(組合の―引用者)多くは町村役場内に於て役場員の事務の傍ら執務しつゝ、あ

表8 郡別女工供給組合の1組合平均収入・支出額（1924年度）

| 郡（組合数） | 収入（A）                                       | 支出（B）                                       | 利益（C）=（A-B）                                 | （C）／（A）           |
|--------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------|
| 郡上（14） | 494. <sup>円</sup> <sub>39<sup>銭</sup></sub> | 355. <sup>円</sup> <sub>46<sup>銭</sup></sub> | 138. <sup>円</sup> <sub>93<sup>銭</sup></sub> | 28.1 <sup>%</sup> |
| 加茂（18） | 176. 90                                     | 123. 87                                     | 53. 03                                      | 30.0              |
| 益田（9）  | 615. 23                                     | 407. 23                                     | 208. 00                                     | 33.8              |
| 大野（11） | 687. 49                                     | 437. 33                                     | 250. 16                                     | 36.4              |
| 吉城（11） | 1083. 11                                    | 842. 29                                     | 240. 82                                     | 22.2              |

資料：中央職業紹介事務所『女工供給（保護）組合調査』1928年1月，巻末附表より算出。

注：各郡組合の総収入と総支出を合計し，組合数で除して算出した。

加茂郡は不詳の3組合，益田郡は不詳の2組合を除外した。

るを以て事務費としては多額を要せざるも，組合総会、部落会開催、補習教育費、慰問通信、視察出張費等に相当支出す」<sup>(38)</sup>とされている。

以上のことをふまえて表8を検討することにしよう。一組合平均の収入額は飛騨三郡（益田、大野、吉城）の組合が突出して高く、そのなかでも吉城郡の組合の収入額が群を抜いている。収入額から支出額を差し引いた利益額も飛騨三郡の組合が高い。ただ、対収入利益率 $(C/A)$ は、吉城郡の組合では活動が活発だったためであろく支出額が多いため、相対的に低いものの、益田・大野両郡の組合では高く、郡上、加茂郡の組合では低い。このようにみると、岐阜県下の女工供給組合のなかでも、飛騨三郡の組合は、会計上の点からみて内容、実績ともに優れており、郡上、加茂郡の組合はそれらと比べると比較的劣っていたといえてよいであろう。

このことは、徴収手数料総額の郡別組合比較からもうかがい知ることができる。表9は組合設立以降二七年一〇月までの徴収手数料総額を示したものであるが、徴収手数料総額五〇〇円以上の組合数は、益田郡一區組合中四組合、大野郡は一組合中二組合、吉城郡は一組合中八組合であり、これに対して郡上郡は一四組合中二組合、加茂郡は二一組合中二組合である。その結果、一組合平均の徴収手数料額は、飛騨三郡の組合と郡上・加茂両郡の組合とでは大きな開きがある。

ただし、以上のべた郡別組合の徴収手数料総額は、郡別組合員女工数と組合設立時期（女工供給事業開始時期）と関連しているとおもわれる<sup>(39)</sup>。そこでまず、郡

表9 徴収手数料総額別組合数（1927年10月現在）

| 徴収手数料総額              | 郡上郡<br>(14 組合)   | 加茂郡<br>(21 組合)   | 益田郡<br>(11 組合)   | 大野郡<br>(11 組合)   | 吉城郡<br>(11 組合)   |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 100 円未満              | —                | 6                | 1                | 2                | —                |
| 100-199 <sup>円</sup> | 4                | 3                | 1                | 3                | —                |
| 200-299              | 4                | 5                | 2                | —                | 1                |
| 300-399              | 2                | 1                | 1                | 3                | —                |
| 400-499              | 2                | 4                | 2                | 1                | 2                |
| 500-999              | 2                | 2                | 4                | 1                | 6                |
| 1000 円以上             | —                | —                | —                | 1                | 2                |
| 1 組合平均               | 320 <sup>円</sup> | 245 <sup>円</sup> | 387 <sup>円</sup> | 417 <sup>円</sup> | 709 <sup>円</sup> |

資料：表8と同じ資料から算出。

注：数字は組合数。

別組合員女工数をふりかえると（表3）、益田郡の組合員女工数は一五〇〇人強と比較的少なく、郡上郡、加茂郡、大野郡の組合員女工数は二〇〇〇人前後ではほぼ同じ、吉城郡の組合員女工数は二七〇〇人弱で比較的多い。このことをふまえると、益田郡は組合員女工数が少ないにもかかわらず徴収手数料総額は多く、大野郡は郡上郡、加茂郡とほとんど同じ組合員女工数であるにもかかわらず、徴収手数料総額は両郡のそれよりはるかに多く、吉城郡は組合員女工数が多いぶん徴収手数料総額が多いと言えそうである。次に組合設立時期をふりかえると（表2）、大野郡の組合設立時期は早く、郡上、益田、吉城三郡の組合設立時期はほぼ同じ時期（二〇年十二月）に集中しており、加茂郡の組合設立時期はそれ以降である。このことをふまえると、大野郡の組合は設立時期が早いために徴収手数料総額が多く、加茂郡の組合は設立時期が遅いために徴収手数料総額が少なく、益田、吉城両郡は郡上郡と設立時期はほとんど同じであるにもかかわらず、徴収手数料総額は郡上郡よりずっと多いと言える。

以上のべた組合員女工数と組合設立時期を合わせて考えると、益田郡の組合は、組合員女工数が少なく設立時期が二〇年十二月に集中しているにもかかわらず、徴収手数料総額は多く、大野郡の組合は、組合員女工数は中位であるが設立時期が早い、徴収手数料総額は多く、また吉城郡の組合は組合

表 10 岐阜県の郡別小作地率と反収  
(1923 年末)

| 郡 名 | 小作地率 (%) | 反収 (石) |
|-----|----------|--------|
| 稲葉郡 | 48.9     | 1.806  |
| 羽島郡 | 58.3     | 1.641  |
| 海津郡 | 73.6     | 1.546  |
| 養老郡 | 68.6     | 1.521  |
| 不破郡 | 57.5     | 1.849  |
| 安八郡 | 66.7     | 1.934  |
| 揖斐郡 | 44.5     | 1.956  |
| 本巣郡 | 56.4     | 1.946  |
| 山縣郡 | 47.4     | 1.665  |
| 武儀郡 | 40.7     | 1.505  |
| 郡上郡 | 30.2     | 1.755  |
| 加茂郡 | 37.9     | 1.763  |
| 可児郡 |          | 1.796  |
| 土岐郡 | 48.3     | 1.869  |
| 恵那郡 | 40.1     | 1.789  |
| 益田郡 | 26.3     | 1.675  |
| 大野郡 |          | 1.579  |
| 吉城郡 | 21.9     | 1.572  |
| 県平均 | 47.0     | 1.759  |

資料：『岐阜県統計書』1925 年より作成。

注：小作地率は耕作地総面積に対する小作地面積の割合。反収は<sup>うるち</sup>梗米の反収（以下同じ）。

員女工数は多いものの特段多くないにもかかわらず、徴収手数料総額がひじょうに多いといえることができる。一方、郡上郡の組合は、組合員女工数は中位で設立時期は二〇年一二月に集中しているにもかかわらず、徴収手数料総額は少なく、また加茂郡の組合は、組合員女工数は中位であるが設立時期が遅いため、徴収手数料総額は少ないといえることができる。

以上のことをふまえると、徴収手数料総額の点からみても、飛騨三郡の組合の活動は活発であり、内容、実績とも優れていたと言つてよい。一方、郡上郡の組合が徴収手数料総額の点からみても活動の不活発さをうかがわせるのは、前述のように出稼未申込者数比率の突出した高さ、女工供給組合と対立する募集人への応募者数の多さと密接に関連しているようにおもわれる。

#### (七) 組合が存在する郡の地域的特徴

以上、岐阜県の女工供給組合について考察してきたが、言うまでもなく同県には組合が存在しない郡も多数存在する。逆にいえば、組合が存在する郡は、募集従事者（募集人）が活発に募集活動をする出稼女工が多い郡だったといえる。そして最後に、組合が存在する郡は、小作地率と米の反収からみてもどのような地域の特徴があったかを検討す

ることにした。表10はそれを示したものである。組合が存在する五つの郡の小作地率は、ほかの郡あるいは県平均と比較してあきらかに低く、また反収は、郡上郡と加茂郡は県平均とほとんど同じであるが、益田、大野、吉城の三郡は県平均と比較すればあきらかに低い。つまり組合が存在する郡は、地主制の展開がよわく、一部の郡を除けば低生産力の地帯であつたといつてよいであらう。

注

- (1) 中央職業紹介事務局『本邦製糸業労働事情』一九二八年一月、五五頁。
- (2) 名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』一九二七年（大原社会問題研究所蔵）、六九頁。
- (3) 高橋辨蔵「工女供給組合に関する調査」(『社会政策時報』第三二号、一九二三年五月) 六二頁。
- (4) 各県の「労働者（職工）募集取締規則」については、西成田豊「近代日本における繊維工業女性労働者の募集方法について——工女と労務供給請負業」(『人文・自然研究』第六号、二〇一二年、一橋大学教育研究開発センター) を参照。
- (5) 中央職業紹介事務局『工女供給（保護）組合調査』一九二八年一月、三〇—三一頁。
- (6) 前掲、高橋辨蔵「工女供給組合に関する調査」六二頁。
- (7) 『岐阜県下ニ於ケル出稼職工ト職工供給組合』(謄写刷、編者・発行年不詳、大原社会問題研究所蔵) 五頁。
- (8) 前掲、高橋辨蔵「工女供給組合に関する調査」六二頁。
- (9) 同上、六二頁。
- (10) 前掲、名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』九八頁。
- (11) 前掲、中央職業紹介事務局『工女供給（保護）組合調査』三一頁。

- (12) 同上書、巻末の附表による。
- (13) 同上書、一〇五頁。
- (14) 同上書、一〇七頁。
- (15) 同上書、一〇五頁。
- (16) 同上書、一〇六頁。
- (17) 同上書、二〇頁。
- (18) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』巻末の附表による。
- (19) 前掲、名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』一〇一頁。
- (20) 同上書、一〇四―一〇五頁。
- (21) 同上書、一〇一頁。
- (22) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一〇五頁。
- (23) 同上書、一〇八―一〇九頁。
- (24) 同上書、一〇九―一一〇頁。
- (25) 同上書、一一〇頁。
- (26) 同上書、三七頁。
- (27) 同上書、一〇九頁。
- (28) 同上書、巻末の附表による。
- (29) 同上書、一〇九頁。
- (30) 前掲、中央職業紹介事務局『本邦製糸業労働事情』五七頁。
- (31) 前掲、名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』九五―九六頁。
- (32) 同上書、九七頁。

- (33) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一〇七頁。
- (34) 桂皋「本邦製糸業労働事情（一）」（『社会政策時報』第四一号、一九二四年二月）、九四頁。
- (35) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』三一頁。
- (36) 同上書、一〇七頁。
- (37) 前掲、名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』九九頁。
- (38) 同上書、九九頁。
- (39) 厳密に言えば、郡外工場への供給手数料の差違も関係しているが、それはネグリジブルであると考え、ここではそれを考慮しないことにする。

## 二 山梨県の女工供給組合

出稼女工を多数輩出している山梨県も、県当局は女工を保護するため、一九二二年一〇月、山梨善誘協会という社会事業団体を設立し、同協会を本部とし、各郡に支部を置き、さらに各町村に女工供給組合を組織した<sup>(1)</sup>。このとき設立された女工供給組合数は、北巨摩郡三七組合、南巨摩郡一二組合、西八代郡三組合、中巨摩郡二組合、計五四組合であった<sup>(2)</sup>。

県当局は、山梨善誘協会をとおして上記の郡に女工供給組合を組織するとともに、前述した岐阜県と同様に組合が存在する地域内での募集人による募集を禁止した<sup>(3)</sup>。しかし、県当局はその後、組合の活動が不活発だった北巨摩郡の七組合、南巨摩郡の五組合、中巨摩郡の全部二組合について、その地域内での募集人による募集禁止の方針を解

表 11 山梨県郡別女工供給組合の活動実績（1924 年末現在）

| 郡   | 組合数 | 組合ノ紹介シタル<br>女工数 |                    |                    | 組合以外ニ於テ<br>契約シタル女工数 |                  |                  | 合 計              |                    |                    | (a)／(d)           | (b)／(e)           | (c)／(f)           |
|-----|-----|-----------------|--------------------|--------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|     |     | 県内<br>(a)       | 県外<br>(b)          | 計<br>(c)           | 県内<br>(d)           | 県外<br>(e)        | 計<br>(f)         | 県内<br>(d)        | 県外<br>(e)          | 計<br>(f)           |                   |                   |                   |
| 北巨摩 | 29  | 68 <sup>人</sup> | 1,531 <sup>人</sup> | 1,599 <sup>人</sup> | 85 <sup>人</sup>     | 724 <sup>人</sup> | 809 <sup>人</sup> | 153 <sup>人</sup> | 2,255 <sup>人</sup> | 2,408 <sup>人</sup> | 44.4 <sup>%</sup> | 67.9 <sup>%</sup> | 66.4 <sup>%</sup> |
| 南巨摩 | 7   | 4               | 289                | 293                | 1                   | 48               | 49               | 5                | 337                | 342                | 80.0              | 85.8              | 85.7              |
| 西八代 | 3   | 26              | 179                | 205                | 170                 | 91               | 261              | 196              | 270                | 466                | 13.3              | 66.3              | 44.0              |
| 合 計 | 39  | 98              | 1,999              | 2,097              | 256                 | 863              | 1,119            | 354              | 2,862              | 3,216              | 27.7              | 69.8              | 65.2              |

資料：中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』1928 年 1 月，69 頁より作成。

注：県内、県外とは、それぞれ工場の所在地をさす。

表 12 山梨県の郡別小作地率と反収  
（1919 年末）

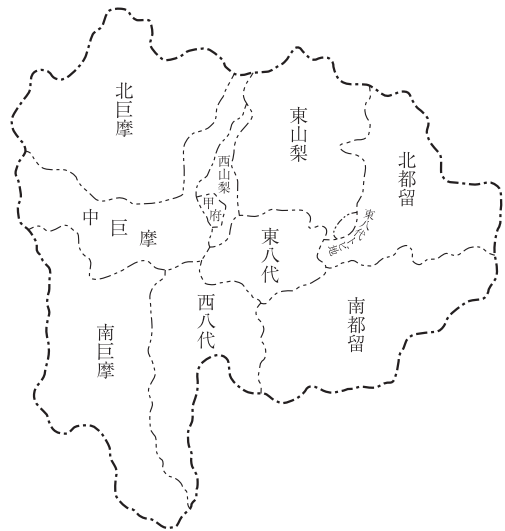
| 郡 名  | 小作地率（％） | 反収（石） |
|------|---------|-------|
| 東山梨郡 | 50.0    | 2,427 |
| 西山梨郡 | 70.3    | 2,014 |
| 東八代郡 | 59.1    | 1,798 |
| 西八代郡 | 41.5    | 1,924 |
| 南巨摩郡 | 47.3    | 2,085 |
| 中巨摩郡 | 74.1    | 2,039 |
| 北巨摩郡 | 57.0    | 2,113 |
| 南都留郡 | 44.0    | 1,456 |
| 北都留郡 | 42.5    | 1,769 |
| 県平均  | 55.0    | 2,046 |

資料：『山梨県統計書』1921 年より作成。

除した<sup>(4)</sup>。おそらく、県の方針にもかかわらず、当該地域内での募集人の勢力が強かったため、組合が機能せず、そのことを県当局が追認したというのが実情であろう。その他の組合は「相当の成績」をあげていたとされている<sup>(5)</sup>。

そこで表 11 より、郡別女工供給組合の活動実績を検討することにしよう。出稼女工に対する組合の供給率<sup>(c)／(f)</sup>は郡によって異なっており、南巨摩郡では八六％であるのに対し、北巨摩郡では六六％、西八代郡では四四％で、全体では六五％である。北巨摩郡の組合による供給女工数（二五九九人）は供給女工総数（二〇九七人）の七六％を占めており、それが前記した全組合による供給率六五％という数値を規定している。ただし県内・県外の工場への全組合による供給率





(a) (b) (c) (d) (e) は二八%、七〇%とおおきく異なっている。組合は県外の工場への出稼女工に対しては強い影響力をもっていたが、県内の工場への出稼女工に対するそれは弱く、その領域では募集人による募集活動に侵食されていたと考えられる。

山梨県の女工供給組合の活動実績は以上のとおりである。しかし一九二五年一月、内務省令「労働募集取締令」の施行にともない「募集従事者」の活動が法的に承認されたこと<sup>(6)</sup>により（それは後述するように、直ちに女工供給組合の存在を否認するものではなかったが）、それを、組合が存在する地域内での募集人による募集禁止措置を「違法」と受けとった県当局がその措置を解除したため、組合は急速に衰退し全滅することになった<sup>(7)</sup>。

その後、山梨県下の女工供給組合としては、一九二六、七年ころ東八代郡錦村二之宮の「二之宮労働保護組合」が確認されるが、同組合も「全出稼女工に及ぼす組合の力は全く微々たるものにして殆ど云ふに足らざるもの」<sup>(8)</sup>という状態であった。

以上のように、山梨県の女工供給組合は二五年を境に急速に衰退していったが、その点を確認したうえで、組合が設立された前記の郡には何か地域の特徴があったのかを検討しておきたい。表12は郡別の小作地率・反収を示したのである。あきらかなように、組合が設立された郡（西八代、南巨摩、中巨摩、北巨摩の四郡）には、岐阜県でみられたような特段の地域の特徴はみとめられない。組合が設立された郡について、当時の一調査報告書は「此等の組合

は地理上より見て何れも長野県に接し、然も同県諏訪郡の主要製糸地と隣接してゐることを見るに至り、従来女工の募集上、此の種組合を必要とする所以がうかがい知らるゝ、<sup>(9)</sup>と記しているが、地図をみるかぎりその点は十分首肯することができるであらう。

注

- (1) 中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一九二八年一月、二頁。
- (2) 東京地方職業紹介事務局『管内製糸女工調査』一九二五年三月、一〇二頁。
- (3) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』二頁、六九頁。
- (4) 木村清司『労働者募集取締令釈義』清水書店、一九二六年、「附録」四〇頁。
- (5) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』六九頁。
- (6) この点については、「近代日本における繊維工業女性労働者の募集方法について——女工と労務供給請負業」(『人文・自然研究』第六号、一橋大学大学教育研究開発センター、二〇一〇年三月)、七四—八二頁参照。
- (7) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』二頁、六九頁。
- (8) 同上書、七一頁。
- (9) 前掲、東京地方職業紹介事務局『管内製糸女工調査』一〇二頁。

### 三 新潟県の女工保護組合

#### (一) 組合設立に至る経緯

新潟県における女工供給組合は、すべて女工保護組合という名称をとっている。同県の女工保護組合の嚆矢は、刈羽郡南鯖石村を中心とする三カ村の有志で構成された「自治研究会」という団体が新聞紙上で岐阜県高山町女工組合（前記）の活動を知り、それに倣い、出稼女工を保護するために一九二〇年一月「南鯖石村女工保護組合」を設立したことに始まる（一）。しかし同組合は、募集人による募集競争の波にのまれてしばらくして没してしまったとされている（二）。

しかしその後、一九二一年一〇月には北魚沼郡女工保護組合、翌二二年四月には中魚沼郡女工保護組合、さらに二三年一二月には西頸城郡女工保護組合がそれぞれ設立された（三）。北魚沼郡女工保護組合は、二〇年八月同郡の堀之内町に組合が設立されたのを契機に、同郡の諸村全体に組合が設立され、それらが一つにまとまるかたちで上記の年に創立総会が開かれた（四）。総会では、女工とその父兄を組合員とし、町村ごとに部長を置き、部長は町村長とすることなどが決議された（五）。

しかし、上記三郡の組合のうち西頸城郡の組合を除けば、その活動は不活発であった。実際、北魚沼郡女工保護組合の一九二二年度の活動実績は、同郡出稼女工総数二八一人のうち組合取扱い女工数は二七二人で、総数の九・七％にすぎず、翌二三年度の組合取扱い女工数はわずか一二人にすぎなかった（六）。中魚沼郡女工保護組合もおなじように活動実績は不振であった（七）。これに対して、西頸城郡女工保護組合の二四年度の活動実績は、同郡出稼女工総数二九〇四人のうち組合取扱い女工数は総数の三七・五％にあたる一〇九〇人であり（八）、活動は比較的活発であつ

た。

西頸城郡の組合のような事例はあったものの、全体としての女工保護組合の活動不振を打開し、さらにほかの郡にも組合設立をうながす契機となったのは、二五年県当局が女工保護組合奨励策を打ちだし、多額の補助金交付を始めたことにあった。当時の一調査報告書はこの点について次のようにのべている。

「県（新潟県―引用者注）当局に於ても、夙に出稼女工保護の緊要たるを認め居たるを以て大いに組合の設立を奨励し、多額の補助金を交付し、益々之が設置を慫慂したので、最近に至りて之を設置する町村漸次多きを加へ、殆ど全県下に亘るに至つた」<sup>（9）</sup>。

「大正七、八年欧州大戦による財界の好況はますます女工の需要を激増し〔させ〕、従つて女工争奪の弊を醸生した。かかる気運に刺激せられて、保護組合は早くより発生し、争奪による弊害防止に努力し多少その効はあらはしてゐたが、近時県当局の保護組合奨励政策により保護組合は全県下に及ばんとし……」<sup>（10）</sup>

そこで次に、新潟県における女工保護組合の設立状況をみることにしよう（表13）。同表から明らかなように、各郡の組合設立数は二五年一二月をピークにしてその後二五年九月から二六年七月までのほぼ一年間に集中している。その多くは各郡の町村単位で設立されているが、東蒲原郡、古志郡では郡単位で一つの組合が設立されている（東蒲原郡女工保護組合、古志郡女工保護組合）。その理由は詳らかでない。また、前記した中魚沼郡女工保護組合、西頸城郡女工保護組合も郡単位の構成をとつたままである。また、組合の設立数は郡によってかなり異なっており、組合数の多い（一四―一八組合）三島郡、北魚沼郡、東頸城郡、南魚沼郡があるいっぽう、組合数の少ない（二―五組

表 13 新潟県における女工保護組合の設立状況（1927 年現在）

| 設立年月                              | 北蒲原郡 | 三島郡 | 北魚沼郡 | 刈羽郡 | 東頸城郡 | 中頸城郡 | 西頸城郡 | 南魚沼郡 | 中魚沼郡 | 東蒲原郡 | 古志郡 | 計  |
|-----------------------------------|------|-----|------|-----|------|------|------|------|------|------|-----|----|
| 1920 <sup>年</sup> .8 <sup>月</sup> |      |     | 1    |     |      |      |      |      |      |      |     | 1  |
| 22. 4                             |      |     |      |     |      |      |      |      | 1    |      |     | 1  |
| 23. 12                            |      |     |      |     |      |      | 1    |      |      |      |     | 1  |
| 24. 12                            |      | 1   |      |     |      |      |      |      |      |      |     | 1  |
| 25. 1                             |      | 1   |      | 1   |      |      |      |      |      |      |     | 2  |
| 2                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 3                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 4                                 |      |     |      |     | 1    |      |      |      |      |      |     | 1  |
| 5                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 6                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 7                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 8                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 9                                 |      |     |      | 3   | 3    |      |      |      |      |      |     | 6  |
| 10                                |      | 1   |      |     | 1    |      |      |      |      |      |     | 2  |
| 11                                |      | 3   | 3    | 1   |      |      |      |      |      |      |     | 7  |
| 12                                |      | 4   | 6    |     | 5    |      |      | 1    |      |      |     | 16 |
| 26. 1                             |      |     |      |     | 1    |      |      | 1    |      |      |     | 2  |
| 2                                 |      |     |      |     |      |      |      | 1    |      |      |     | 1  |
| 3                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 4                                 | 1    |     |      |     |      | 1    |      |      |      |      |     | 2  |
| 5                                 |      | 1   |      | 1   |      |      |      |      |      |      |     | 2  |
| 6                                 | 2    | 2   |      |     |      |      |      |      |      |      | 1   | 5  |
| 7                                 | 1    |     |      |     |      |      |      | 1    |      |      |     | 2  |
| 8                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 9                                 |      |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | —  |
| 10                                |      |     |      |     |      |      |      | 1    |      |      |     | 1  |
| 11                                |      |     |      |     |      |      |      | 1    |      |      |     | 1  |
| 12                                |      |     |      |     |      |      |      | 4    |      |      |     | 4  |
| 27. 1                             |      |     |      |     |      |      |      | 1    |      |      |     | 1  |
| 6                                 | 1    |     |      |     |      |      |      |      |      |      |     | 1  |
| 不詳                                | —    | 5   | 4    | 1   | 3    | 1    | —    | 5    | —    | 1    | —   | 20 |
| 計                                 | 5    | 18  | 14   | 7   | 14   | 2    | 1    | 16   | 1    | 1    | 1   | 80 |

資料：表 2 と同じ資料より作成。

注：数字は組合数。

表 14 新潟県における女工保護組合の組合員総数と 1 組合平均組合員数  
(1927 年現在)

| 郡 (組合数)      | 組合員総数            |                 |                  |                  | 1 組合平均組合員数      |                 |                 |                  |
|--------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|              | 父兄               | 女工              | その他              | 計                | 父兄              | 女工              | その他             | 計                |
| 北蒲原郡 (4 組合)  | 332 <sup>人</sup> | 79 <sup>人</sup> | 222 <sup>人</sup> | 633 <sup>人</sup> | 83 <sup>人</sup> | 20 <sup>人</sup> | 55 <sup>人</sup> | 158 <sup>人</sup> |
| 三島郡 (13 組合)  | 1,477            | 843             | 496              | 2,816            | 114             | 65              | 38              | 217              |
| 北魚沼郡 (12 組合) | 1,774            | 2,156           | 2,095            | 6,025            | 148             | 180             | 174             | 502              |
| 刈羽郡 (6 組合)   | 942              | 1,170           | 89               | 2,201            | 157             | 195             | 15              | 367              |
| 東頸城郡 (12 組合) | 3,887            | 678             | 2,912            | 7,477            | 324             | 56              | 243             | 623              |
| 中頸城郡 (2 組合)  | 240              | 259             | —                | 499              | 120             | 130             | —               | 250              |
| 西頸城郡 (1 組合)  | 1,866            | 2,340           | —                | 4,206            | 1,866           | 2,340           | —               | 4,206            |
| 南魚沼郡 (11 組合) | 1,214            | 1,698           | 148              | 3,060            | 110             | 154             | 13              | 278              |
| 中魚沼郡 (1 組合)  | 655              | —               | 34               | 689              | 655             | —               | 34              | 689              |
| 古志郡 (1 組合)   | 188              | 237             | 89               | 514              | 188             | 237             | 89              | 514              |
| 計 (64 組合)    | 12,575           | 9,460           | 6,085            | 28,120           | 196             | 148             | 95              | 439              |

資料：表 2 と同じ資料より作成。

注：組合員数、組合員数の内訳が判明しない組合は除外した。除外した組合数は北蒲原郡 1、三島郡 5、北魚沼郡 2、刈羽郡 1、東頸城郡 2、南魚沼郡 5、東蒲原郡 1 である。「1 組合平均組合員数」は小数点以下は 4 捨 5 入。

合) 北蒲原郡、中頸城郡も存在する。

## (二) 組合の組織と組合員

組合の組織単位(組織区域)は、既述のように一部を除けば、町村単位であった。組合員は、女工とその父兄それに関の趣旨に賛同する者によって構成されていた。県当局が女工保護組合の設立を支援(補助金の交付)するようになったときに作成されたとおもわれる「新潟県女工保護組合規約準則」(以下「規約準則」と記す)によれば、「本組合ハ各地ノ工場ニ就業シ若ハ就業セムトスル女工及父兄並本組合ノ趣旨、目的ヲ翼賛スル者ヲ以テ組織ス」(第二条、傍点引用者、以下同じ)とされている。組合の趣旨に賛同する者も組合に加入できるとした点は、岐阜県女工供給組合の組合員規定とおおきく異なる点である。ただし「規約準則」が「本組合ニ加入セントスル者ハ、其ノ住所、氏名、生年月日ヲ記載シ本組合ニ申出ツヘシ」(第一六条)と規定し、組合に加入するかどうかを女工とその父兄の自主的な判断に委ねていた点は、岐阜県の女工供給組合とおなじである。

そこで次に、女工保護組合の組合員数をみることにしよう（表14）。一九二七年現在、新潟県下女工保護組合の組合員総数は二万八二〇人であるが、一組合平均でみると郡単位の組合を除けば、一五〇人から六〇〇人ほどであり、これも岐阜県の女工供給組合のそれとほとんどおなじである。しかし、組合員総数の内訳は父兄四四・七%、女工三三・六%、「その他」二二・六%であり、「その他」の比率が高く、女工の比率は相対的に低い。「その他」の人びとが「組合ノ趣旨目的ヲ翼賛スル者」であることは間違いないが、具体的にどのような職業の人びとだったのかは不明である。ただ、その町村の広い意味での有力者だったと推定することは可能であろう。

ただし、「その他」の人びとを含めた組合員の内部構成を仔細にみると、女工保護組合はその組合員の構成に応じて三つのタイプに分けることができる。第一のタイプは、「その他」の人びとの比率が高く、女工の比率が低いかほぼおなじ比率の組合である。北蒲原郡の組合（「その他」三五%、「女工」一三%）、東頸城郡の組合（「その他」三九%、「女工」九%）、北魚沼郡の組合（「その他」三五%、「女工」三六%）がそれである。第二のタイプは、第一のタイプとは反対に女工の比率が高く、「その他」の人びとの比率が低い組合である。刈羽郡の組合（「女工」五三%、「その他」四%）、中頸城郡の組合（「女工」五二%、「その他」〇%）、西頸城郡の郡組合（「女工」五六%、「その他」〇%）。南魚沼郡の組合（「女工」五六%、「その他」五%）、古志郡の郡組合（「女工」四六%、「その他」一七%）がそれである。第三のタイプは、父兄の比率が高く、「その他」の人びとの比率が低い組合である。三島郡の組合（「父兄」五三%、「その他」一八%）、中魚沼郡の郡組合（「父兄」九五%、「その他」五%）がそれである。

郡別組合のこうした組合員構成の差異がどのような事情にもとづくのか、いまのところ確定的なことは言えない。ただ、以下の点は注目されよう。すなわち二五年、県当局が女工保護組合奨励策を打ちだす前に設立されていた組合（前述）のばあいは、組合員に占める「その他」の人びとの割合はひじょうに低いことである。西頸城郡の郡組合の

ばあいはい、〇%、中魚沼郡の郡組合では5%であり、また北魚沼郡の堀之内町女工保護組合の組合員構成は、組合員総数一二二五人（二七年現在）の内、父兄五七二人（総数の四六・七%）、女工六一〇人（同四九・八%）、「その他」四三人（同三・五%）であり<sup>13</sup>、「その他」の人びとの割合はひじょうに低い（北魚沼郡の組合全体としては第一のタイプ）。このようにみれば、二五年の県当局の女工保護組合奨励策と「規約準則」の制定とによって、同年以降設立された組合の多くは、その構成員のなかに「その他」の人びとが加入することになったものと推定される（「多くは」と限定を付したのは刈羽郡・南魚沼郡・中頸城郡の諸組合のような、これに当てはまらない組合が存在するからである）。

各町村の女工保護組合には、役員として組合長一名、副組合長一名、理事若干名、顧問若干名、委員若干名、専任事務員一名がおかれている（「規約準則」第五条）。これらの役員は第五条によれば、「組合長ハ町村長タル人ヲ以テ之ニ充ツ／副組合長ハ理事会ニ於テ之ヲ選挙ス／理事ハ組合員中ヨリ組合長之ヲ囑託ス／委員ハ女工ノ父兄其ノ他組合員中ヨリ組合長之ヲ囑託ス／顧問ハ組合総会ニ於テ之ヲ推薦ス」<sup>14</sup>とされている。このように、町村長をもって組合長とし、その組合長に理事や委員に対する任命権を付与しているのは、女工保護組合の活動を町村の公共団体としての機能の一環に位置づけようとする県当局の意向が働いていたからであった。この点について、当時の一調査報告書はこうのべている。

「本県（新潟県―引用者注）に於ては女工保護組合を町村の公共団体と密接に關係せしめ、その副事業たらしめんとするが如き意嚮を有してゐるもの、如く、役員は殆んど組合員の選挙制を採らず、その任免は町村長を以て充てたる組合長の権限内に置かれてゐる」<sup>15</sup>。



ただし、新潟県のばあい既述のように郡単一の組合も存在するので、上述のような組合長の役割は郡長が担っているものと考えられる。

組合の事務所は、岐阜県の女工供給組合とおなじように、町村の役場内に置かれていた<sup>(16)</sup>。しかし、郡単一の組合のばあいはさまで、西頸城郡女工保護組合は郡役所内に、中魚沼郡女工保護組合は同郡農会内に、古志郡女工保護組合は長岡市観光院町内に事務所が置かれていた<sup>(17)</sup>（東蒲原郡女工保護組合の事務所は不詳）。

組合の活動経費は、「規約準則」が「本組合ノ経費ハ組合員ノ拠金、手数料、補助金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ」<sup>(18)</sup>（第十四条）と規定しているように、主として組合員の会費、女工の供給・斡旋による手数料、県からの補助金とによって賄われた。しかし、個々の組合の経費や、それぞれの程度の比率を占めていたかが分かる史料は存在しない。

### （三） 組合の事業

女工保護組合の事業は、岐阜県の女工供給組合とおなじように、①女工の供給・斡旋、②就業中の女工の保護、③女工の修養、慰安、保健活動の三つに分けることができる。

まず女工の供給・斡旋について、「規約準則」はその第四条で組合の事業を規定し、「組合員タル女工（以下単ニ女工ト称ス）ノ就職ニ関スル斡旋ヲ為スコト」（第一項）、「女工ト工業主間ニ於ケル契約ノ締結及其ノ履行ノ徹底ヲ期スルコト」（第二項）と定めている<sup>(19)</sup>。この女工供給・斡旋事業については、県当局が「規約準則」と同時に制定した「新潟県女工紹介斡旋規程準則」（以下「規程準則」と記す）がその細部を定めている。「規程準則」はまず女工の

供給について、「女工ノ紹介斡旋ヲ求ムル工業主ハ本組合ニ申込みヘシ、但シ製糸工業ニ於ケル希望人員ノ申込ハ毎年十月迄トス、工業主ニ於テ特ニ女工ヲ指定シ若ハ優良女工ヲ選択スルトキハ、其ノ需メニ応セサルコトアルヘシ」<sup>(20)</sup>(第二条)としている。この条文は、女工の供給がかならずしも製糸女工に限定されていないことを示している。また、工業主が組合に申込みさい特定の女工を指定することができないことを規定している。申込みを受けた組合は供給・斡旋する女工を決定し、一定の様式にもとづいて直ちに工業主に通知するものとされている(第三条)。供給・斡旋する女工を組合が速やかに決定することができたのは、以下に示すように、組合長を代理人とする女工の委任状が存在したからである。

# 「 委任状

自分儀、何々女工保護組合長何某ヲ以テ代理人トシ、左ノ行為ヲ為スコトヲ委任ス

一、何々工業主何某ト雇傭契約締結ニ関スル行為ヲナスコト

右委任状依テ如件

年 月 日

郡 村大字 番地

組合員 何某

親権者 何某

印 (21)

組合から通知を受けた工業主は、組合が指定した時期と場所において組合長と雇用契約を結ぶ(第五条)。雇用契

約を結ぶばあい、多くは組合所定の雇用契約書が使用されている(22)。一例をあげれば以下のとおりである。

「雇用契約証

今般貴工場へ職工トシテ別紙委任状ノ者就業セシムヘクニ付テハ、新潟県西頸城郡女工保護組合ヲ承認シ、裏面記載ノ条件ニ依リ雇用契約ヲ締結シ、双方各一通宛保有ス

昭和貳年 月 日

新潟県西頸城郡糸魚川町(元西頸城郡役所内)  
被傭代理者、新潟県西頸城郡 女工保護組合

組合長 高島順作

府 郡 町  
県 市 村

契約条件

- 一、雇用期間ハ昭和貳年 月 日 ヨリ昭和貳年 月 日迄トス
- 二、雇用期間中ハ病氣又ハ身分上ノ変更其他已ムヲ得サル場合ノ外、他ノ工場ニ転業セサルモノトス
- 三、雇傭主ハ毎月就業中ノ成績ヲ鑑査シ、其ノ等級ニ応シ一日金 錢以上毎月 日被傭者ニ支払フモノトス
- 四、雇主ハ組合員タル女工ノ貯金ヲ管理シタルトキハ、毎年六月、十一月ノ二回ニ其結果ヲ本組合長ニ報告スルモノトス

五、六、七、(略)

八、事故ノ發生ニ依リ契約代理者ヨリ解雇又ハ帰宅ノ要求アリタルトキハ、雇主ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

九、(略)

十、雇主ハ本契約ニ違背シ又ハ組合区域内ニ於テ其ノ組合員及女工ト直接雇傭契約ヲナシタルトキハ、契約代理者ハ何時ニテモ本契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノトス、此ノ場合ニ於テ雇主ヨリ既ニ支出シタル賃金及手数料其ノ他ノ費用ハ之ヲ還付セサルモノトス

十一、(略)

」<sup>(23)</sup>

ここに示されているように、雇用契約書では、組合を介さない雇主による組合員・女工との直接雇用契約締結の禁止(第一〇項、組合による事実上の女工の供給「独占」、雇主(あるいは募集人)による女工の他工場への紹介・斡旋(女工の出し入れ<sup>(24)</sup>)の禁止(第二項)、事実上組合による工場からの女工引き上げの自由(第八項)などが定められている。

以上のべたような組合の女工供給・斡旋事業をおこなうため、組合による女工の統制も必要であった。この点について、「規約準則」はその第二二条で「女工ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ」とし、第二項、第三項でそれぞれ次のように規定している<sup>(25)</sup>。「本組合ノ承認ヲ経スシテ任意ニ工業主ト雇傭契約ヲ為サ、ルコト」、「雇傭契約期間内、他ノ工業主ニ対シニ重契約ヲ為サ、ルコト」。

以上のような仕組のもとでおこなわれる組合の供給・斡旋に対して雇主が支払う手数料は、「規程準則」第七条によれば、「県内工場ニ紹介斡旋スル」ばあい女工一人に付き一円、「県外工場ニ紹介斡旋スル」ばあい女工一人に付

き二円であつた<sup>(26)</sup>。岐阜県の女工供給組合の手数料と同様に、県内（郡内）工場の雇主を優遇する措置がとられていた。

組合の事業の第二は、就業中の女工の保護である。この点について、組合の事業を規定した「規約準則」第四条は、「工業主ニシテ女工ニ対スル賃金ノ支払遲滞シタル場合ニハ、女工ノ申出<sup>もうしで</sup>ニ依リ女工ニ代リテ之カ請求ヲナシ又ハ必要ナル措置ヲ為スコト」（第三項）、「女工中自己又ハ尊族親ノ病氣其他ノ已ムコトヲ得サル事由ノ為帰郷ノ必要アルトキハ、其ノ申出ニ依リ工業主ニ交渉ヲ為スコト」（第四項）、「女工ノ就業スル工場ノ視察ヲナスコト」（第七項）などを定めている。また、「規約準則」第一三条は、「組合員ハ女工ノ就業工場ニ於ケル待遇並<sup>ならびに</sup>賃金ノ支払等ニ関シ、工業主ノ処置ニシテ不法不当ナルトキ又ハ契約ニ背キ其ノ他徳義ノ行為アリタルトキハ、速ニ本組合ニ通報スヘシ」と規定している。第四条第二項と第一三条は、女工に対する雇主側の賃金支払いや良好な労働条件の確保を確実ならしめるための規定である。第四条第四項は、既述のように事実上組合による工場からの女工引き上げの自由がある以上、当然そこから導き出される規定であるが、共に雇主側の女工の人身拘束を禁止する規定である。第四条第七項は、岐阜県の女工供給組合の活動規定とおなじであるが、やはりそれがどこまで実施されたかは定かではない。

組合事業の第三は、女工の修養、慰安、保健活動である。組合の事業を規定した「規約準則」第四条は、この点について、「女工ノ修養、矯風<sup>きようふう</sup>（悪い風俗を改めること）の意―引用者注）、慰安、保健ニ関スル施設ヲ為スコト」（第五項）と定めている。しかし、これらの活動の実績を示す史料は、いまのところ存在しない。

以上、女工保護組合の事業内容について考察してきたが、女工供給事業がその中心的活動であることがわかった。そこで次に、組合の女工供給事業が実際にどの程度の実績をあげていたかを検討することにしよう。

表 15 新潟県女工保護組合による業種別供給実績

| 郡<br>(組合数)      | 1926 年           |                 |                 |                  | 1927 年         |                 |                 |                | 1927 年組合<br>設置区域に<br>おける出稼<br>女工数(B) | (A)<br>/ (B)<br>% |
|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|--------------------------------------|-------------------|
|                 | 製糸業              | 紡績業             | その他             | 計                | 製糸業            | 紡績業             | その他             | 計(A)           |                                      |                   |
| 北蒲原郡<br>(5 組合)  | —                | —               | —               | —                | 4 <sup>人</sup> | —               | —               | 4 <sup>人</sup> | 424 <sup>人</sup>                     | 0.9 %             |
| 三島郡<br>(15 組合)  | 699 <sup>人</sup> | 45 <sup>人</sup> | 22 <sup>人</sup> | 766 <sup>人</sup> | 601            | 40 <sup>人</sup> | 24 <sup>人</sup> | 665            | 1,166                                | 57.0              |
| 北魚沼郡<br>(13 組合) | 479              | 66              | 26              | 571              | 283            | 75              | 29              | 387            | 2,541                                | 15.2              |
| 刈羽郡<br>(7 組合)   | 453              | 152             | —               | 605              | 152            | —               | 2               | 154            | 1,311                                | 11.7              |
| 東頸城郡<br>(12 組合) | 484              | 16              | —               | 500              | 350            | 13              | —               | 363            | 1,269                                | 28.6              |
| 中頸城郡<br>(2 組合)  | 118              | —               | —               | 118              | —              | —               | —               | —              | 257                                  | 0.0               |
| 西頸城郡<br>(1 組合)  | 1,178            | 3               | 34              | 1,215            | 1,194          | 23              | 45              | 1,262          | ?                                    | ?                 |
| 南魚沼郡<br>(13 組合) | ?                | ?               | ?               | 1,052            | ?              | ?               | ?               | 715            | 1,934                                | 37.0              |
| 中魚沼郡<br>(1 組合)  | —                | —               | —               | —                | —              | —               | —               | —              | 1,096                                | 0.0               |
| 古志郡<br>(1 組合)   | —                | —               | —               | —                | 39             | —               | 1               | 40             | ?                                    | ?                 |
| 計<br>(70 組合)    | 3,411            | 282             | 82              | 4,827            | 2,623          | 151             | 101             | 3,590          | ?                                    | ?                 |

資料：表 2 と同じ資料より作成。

注：供給女工数が判明しない組合は除外した。除外した組合数は、三島郡 3、北魚沼郡 1、東頸城郡 2、南魚沼郡 3、東蒲原郡 1 である。(A) は供給女工数が不明の地域を除く数値。

#### (四) 女工供給事業の実績

表 15 は女工保護組合による業種別女工供給実績を示したものである。まず供給女工の業種別構成をみると、南魚沼郡の一三組合のそれが不明のため数値で示すことはできないが、製糸業が圧倒的な比重を占めていることがわかる。ただ、紡績業、その他の業種への供給女工も少なからず存在しており、女工保護組合が製糸業固有の女工供給組織ではないことは明らかである。

そうした紡績業やその他の業種をふくめた女工の供給実績をみると（一九二七年）、郡によって相当な差異があることがわかる。比較的良好な供給実績をあげているのは三島郡の一五組合（組合設置区域における出稼女工数に占める供給女工数の割合は五七・〇％）、南魚沼郡の一三組合（同三七・〇％）、東頸城郡の一二組合（同二八・六％）である。また表 15 からは判明しないが、西頸城郡の郡組合も比較的良好な供給実績をあげている。同郡組合は二六年

表 16 新潟県女工保護組合による供給女工の主要な出稼府県（1926, 27 年）

| 出稼先 | 北蒲原郡 | 三島郡 | 北魚沼郡 | 刈羽郡 | 東頸城郡 | 中頸城郡 | 南魚沼郡 | 古志郡 |
|-----|------|-----|------|-----|------|------|------|-----|
| 新潟  | ○    | ○   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   |
| 長野  |      | ○   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   |
| 岐阜  |      | ○   | ○    | ○   |      |      | ○    |     |
| 群馬  |      | ○   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   |
| 福島  |      | ○   | ○    | ○   |      |      | ○    |     |
| 埼玉  |      | ○   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   |
| 東京  |      | ○   |      | ○   |      |      | ○    |     |
| 神奈川 |      | ○   | ○    |     |      | ○    | ○    |     |
| 千葉  |      | ○   |      |     | ○    |      |      |     |
| 静岡  |      | ○   | ○    |     |      |      | ○    |     |
| 愛知  |      | ○   | ○    | ○   | ○    |      | ○    |     |
| 三重  |      | ○   | ○    |     | ○    |      | ○    |     |
| 京都  |      | ○   | ○    | ○   |      |      | ○    |     |
| 大阪  |      | ○   | ○    |     |      |      |      |     |
| 兵庫  |      | ○   |      | ○   | ○    |      |      |     |
| 岡山  |      |     |      |     | ○    |      |      |     |

資料：表 2 と同じ資料より作成。

注：西頸城郡、中魚沼郡、東蒲原郡の組合については記載がない。「主要な」という表記は原史料のママで、表に掲出した府県の序列は出稼女工数の多寡を示すものではない。

一〇月現在、同郡の出稼女工三一五三人（A）の内一一三八人（B）を供給しており<sup>(27)</sup>、その割合 $\frac{(B)}{(A)}$ は四一・八％である。また北魚沼郡の諸組合も、別の記述によれば二六年度の実績は、同郡の出稼女工二六三八人（C）の内一一六六人（D）を供給しており<sup>(28)</sup>、その割合 $\frac{(D)}{(C)}$ は四四・二％である。

以上のように、積極的な活動をとおして比較的良好な供給実績をあげている組合があるいっぽう、ほとんど供給実績がない組合も存在する。北蒲原郡の五組合、中頸城郡の二組合、中魚沼郡の郡組合、古志郡の郡組合がそれである。この点は、組合がどれだけ広い地域に女工を供給しているかを示した表 16 からもうかがい知ることができる。比較的良好な供給実績をあげている三島郡、北魚沼郡、東頸城郡、南魚沼郡の諸組合による供給女工の主要な出稼府県は、県内はもちろんのこと隣接する長野県、岐阜県をはじめ、関東・東海・近畿地方の諸府県にまで広がっている。これに対し、供給実績が少ない北蒲原郡、中頸城郡、古志郡の諸組合のそれは、県内のみか、これに長野・群馬・埼玉の三

県を加えた地域にとどまっている。

おなじ女工保護組合といっても、供給実績のこうした郡別の差異はどのような事情にもとづくのであろうか。いま史料に即してその事情を具体的にのべることはできない。しかし、筆者がこれまで考察してきたことをふまえれば、それは一重に、組合が募集人による募集活動をどこまで規制することができたかどうかによるものと考えられる。実際、比較的良好な供給実績をあげている組合といっても、出稼女工に占める供給女工の割合は三〇%弱から六〇%弱にとどまっており、それ以外は募集人による募集活動によって出稼に出た者と考えられる。

以上のことは、別の側面から言うことができる。たとえば、前述のように二六年一月一日現在、西頸城郡の郡組合の供給女工数は一三八人であるが、それは同日現在の組合員女工数二二〇人の六二・二%を占めているにすぎない<sup>(29)</sup>。また、これも前述したように、二六年度の北魚沼郡の諸組合による供給女工数は一一六人であるが、それは同年度の組合員女工数二六三八人の四四・二%にすぎない<sup>(30)</sup>。注目すべきは、この組合員女工数は同年度の北魚沼郡の出稼女工数二六三八人とまったく同数であることである。すなわち、北魚沼郡の諸組合は同郡の出稼女工をすべて組合員として組織していたものの、半数以上は組合を介さずに出稼に出ているのである。以上のべたことは、組合員の内部にまで募集人による募集活動がおよんでいたことを示唆している。

組合の存在にもかかわらず、募集人による募集活動が活発だったことは、前掲表15からもよみとることができる。

まず女工保護組合全体の女工供給数は、二六年の四八二七人から二七年の三五九〇人へと二六%減少している。郡別でみても、西頸城郡の郡組合を除けば、多くの郡の諸組合で供給女工数が減少している。また北魚沼郡の諸組合のばあい、出稼女工に占める供給女工の比率は、二六年度の四四・二%（前記）から二七年の一五・二%へとおおきく減少している。表15からよみとることができる以上の点からも、新潟県においては女工保護組合の結成にもかかわらず、



表 17 新潟県の郡別小作地率と反収  
(1912 年)

| 郡 名  | 小作地率 (%) | 反収 (石) |
|------|----------|--------|
| 北蒲原郡 | 67.3     | 1,418  |
| 中蒲原郡 | 59.7     | 1,249  |
| 西蒲原郡 | 52.1     | 1,557  |
| 南蒲原郡 | 54.9     | 1,103  |
| 東蒲原郡 | 32.7     | 1,520  |
| 三島郡  | 63.4     | 1,489  |
| 古志郡  | 45.1     | 1,506  |
| 北魚沼郡 | 48.3     | 1,385  |
| 南魚沼郡 | 49.4     | 1,332  |
| 中魚沼郡 | 34.7     | 1,365  |
| 刈羽郡  | 50.1     | 1,600  |
| 東頸城郡 | 41.9     | 1,307  |
| 中頸城郡 | 64.0     | 1,641  |
| 西頸城郡 | 41.7     | 1,587  |
| 岩船郡  | 47.0     | 1,377  |
| 佐渡郡  | 32.6     | 1,600  |
| 県平均  | 53.3     | 1,433  |

資料：『新潟県統計書』1912 年より作成。

募集人による募集活動が相当活発に展開しており、それは組合の供給事業を侵食するまでに至っていたことを、うかがい知ることができるであろう。

ではなぜ、以上のような状態が生じたのかといえは、新潟県の女工保護組合奨励策が補助金の支給にとどまり、岐阜県とは異なり、組合設置地域内における募集人の募集活動を禁止する措置をとらなかったためと考えられる。

#### (五) 組合が存在する郡の地域的特徴

以上、新潟県の女工保護組合について考察してきたが、最後に組合が存在する郡は小作地率と米の反収からみてどのような地域的特徴があったかを検討することにする。表 17 は、それを示したものである。まず反収からみると、組合が存在する郡と存在しない郡（中蒲原郡、西蒲原郡、南蒲原郡、岩船郡、佐渡郡）とのあいだに、とくに目立った差異はない。組合が存在する郡のなかでも、県平均よりあきらかに高い郡（東蒲原郡、古志郡、刈羽郡、中頸城郡、西頸城郡）もあれば、それよりあきらかに低い郡（北魚沼郡、南魚沼郡、中魚沼郡、東頸城郡）も存在する。組合の有無と反収がほとんど関係ないことは明らかである。しかし小作地率をみると、組合が存在する郡の内、北蒲原郡、三島郡、中頸城郡を除く郡の小作地率は県平均と比較するとあきらかに低いことがわかる。既述のように、北蒲原郡と中頸城郡は組合設立数がひじょうに少ないことを考慮すれば、三島郡のような例外は存在するものの、組合が存在する郡は、地主制の展開が比較的よい地域であったとい

つて差し支えないであろう。

注

- (1) 中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一九二八年一月、一頁。しかし、同女工保護組合の設立の経緯については、同村の小学校長が岐阜県を視察したさいに女工供給組合の活動報告をうけたことがきつ、かけであるとの記述（木村清司『労働者募集取締令釈義』清水書店、一九二六年、四一頁）もある。
- (2) 前掲、木村清司『労働者募集取締令釈義』四一頁。
- (3) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一頁。
- (4) 前掲、木村清司『労働者募集取締令釈義』四二頁。
- (5) 同上書、四二頁。
- (6) 同上書、四二頁。
- (7) 同上書、四二頁。
- (8) 同上書、四二頁。
- (9) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一頁。
- (10) 同上書、二頁。
- (11) 同上書、一一〇頁。
- (12) 同上書、一一三頁。
- (13) 同上書、巻末付表による。
- (14) 同上書、一一一頁。

- (15) 同上書、二二頁。
- (16) 同上書、卷末付表による。
- (17) 同上。
- (18) 同上書、一一三頁。
- (19) 同上書、一一一頁。
- (20) 同上書、一一三頁。
- (21) 同上書、五五頁。
- (22) 同上書、五九頁。
- (23) 同上書、五九—六〇頁。
- (24) この点については、西成田豊『近代日本における繊維工業女性労働者の募集方法について——女工と労働供給請負業』(人文・自然研究 第6号、一橋大学大学院教育研究開発センター、二〇一二年三月)を参照されたい。
- (25) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給(保護)組合調査』一一三頁。
- (26) 同上書、一一四—一一五頁。
- (27) 同上書、六五頁。
- (28) 同上書、六六頁。
- (29) 同上書、六五頁。
- (30) 同上書、六六頁。

#### 四 富山県の女工保護組合

表 18 富山県における県外出稼者の業種別・出稼先道府県別人数  
(1925 年, 男女計)

| 業種<br>出稼先 | 製糸                 | 紡績              | 織物 | 漁業                 | 流材               | 土工・日稼           | その他              | 計 (百分比)                   |
|-----------|--------------------|-----------------|----|--------------------|------------------|-----------------|------------------|---------------------------|
| 北海道       | —                  | —               | —  | 4,851 <sup>人</sup> | 185 <sup>人</sup> | 89 <sup>人</sup> | 153 <sup>人</sup> | 5,278 <sup>人</sup> (25.8) |
| 愛知        | 2,297 <sup>人</sup> |                 |    | —                  | 13               | 95              | —                | 2,405 (11.8)              |
| 京都        | 1,241              |                 |    | 6                  | —                | 61              | 383              | 1,691 (8.3)               |
| 長野        | 805 <sup>人</sup>   | 95 <sup>人</sup> | —  | —                  | 36               | 589             | 83               | 1,608 (7.9)               |
| 東京        | —                  | 383             | —  | —                  | —                | 402             | 676              | 1,461 (7.2)               |
| 大阪        | 159                | 736             | —  | —                  | —                | 470             | 54               | 1,419 (6.9)               |
| 群馬        | 607                |                 |    | —                  | —                | 414             | 51               | 1,072 (5.2)               |
| 樺太        | —                  | —               | —  | 785                | 124              | 29              | 8                | 946 (4.6)                 |
| 埼玉        | 722                | 27              | —  | —                  | —                | —               | 171              | 920 (4.5)                 |
| 兵庫        | 537                |                 |    | 21                 | —                | 25              | 22               | 605 (3.0)                 |
| その他諸県     | 483                | 418             | 52 | 300                | —                | 746             | 1,016            | 3,015 (14.8)              |
| 合計        | 8,562              |                 |    | 5,963              | 358              | 2,920           | 2,617            | 20,420 (100.0)            |
|           | (419)              |                 |    | (29.2)             | (1.8)            | (14.3)          | (12.8)           | (100.0)                   |

資料：名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』1927 年（大原社会問題研究所所蔵）230-238 頁より作成。

注：「その他諸県」の内訳は石川（516 人）、滋賀（438 人）、神奈川（359 人）、新潟（306 人）、静岡（276 人）、三重（255 人）、栃木（216 人）、岐阜（181 人）、福井（131 人）、福島（98 人）、奈良（90 人）、朝鮮（62 人）、山梨（39 人）、茨城（35 人）などである。

# (一) 出稼労働者の状況

富山県も当時、出稼労働者を多数輩出する日本有数の出稼県だった。繊維工業関係の女工はもちろん、流材<sup>①</sup>、土工、漁業などへの男性の季節的出稼労働者も多数輩出していた。表 18 はその出稼労働者の状況を示したものである。一九二五年現在、同県の県外出稼者数は二万四二〇人、その内業種別では、製糸・紡績・織物業への出稼者は八五六二人（全体の四一・九％）、漁業（漁師）は五九六三人（同二九・二％）、土工・日稼は二九二〇人（同二四・三％）、流材は三五八人（同二・八％）である。漁業、土工・日稼、流材の出稼者のほとんどは男性であるため、出稼者全体の性別内訳は、女性一万二〇三七人（五八・九％）であるのに対し、男性は八三八三人（四一・一％）にのぼっている<sup>②</sup>。出稼者の出稼先府県別では、製糸・紡績・織物業では愛知、京都、大阪、長野、埼玉、群馬、兵庫への出稼者が多く、漁業では北海道と樺太<sup>③</sup>への出稼者が圧倒的多数

表 19 富山県出稼女工の郡別・業種別人数 (1925 年 12 月末)

| 業種<br>郡名 | 製糸                        | 紡績                      | その他                     | 計                          |
|----------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 下新川郡     | 2,634 <sup>人</sup> (71.4) | 631 <sup>人</sup> (17.1) | 422 <sup>人</sup> (11.4) | 3,687 <sup>人</sup> (100.0) |
| 婦負郡      | 2,020 (71.8)              | 377 (13.4)              | 418 (14.8)              | 2,815 (100.0)              |
| 東砺波郡     | 886 (57.8)                | 438 (28.6)              | 209 (13.6)              | 1,533 (100.0)              |
| 西砺波郡     | 520 (43.1)                | 319 (26.5)              | 367 (30.4)              | 1,206 (100.0)              |
| 中新川郡     | 382 (33.7)                | 375 (33.1)              | 377 (33.2)              | 1,134 (100.0)              |
| 射水郡      | 603 (56.1)                | 353 (32.9)              | 118 (11.0)              | 1,074 (100.0)              |
| その他郡     | 676 (62.8)                | 266 (24.7)              | 135 (12.5)              | 1,077 (100.0)              |
| 合計       | 7,721 (61.6)              | 2,759 (22.0)            | 2,046 (16.3)            | 12,526 (100.0)             |

資料：表 18 に同じ。239-240 頁より作成。

注：資料では「機織」となっているのを「紡績」に改めた。

出稼女工数の多い上位 6 郡を摘記した。

を占めている。また土工・日稼では、大阪・東京という大都市府と長野・群馬両県に集中している。流材では漁業とおなじように出稼者のほとんどは北海道と樺太である。

さて、本稿の課題の関係で出稼女工に絞ってみると表 19 のとおりである。下新川郡と婦負郡出身の出稼女工が突出して多く、両郡の出稼女工数（六五〇二人）だけで全体の五一・九％を占めている。ただ東砺波郡以下、出稼女工数が少なくなるにしたがって、出稼女工中に占める紡績女工の比率が高くなっている。織物業を中心とする「その他」の業種への出稼女工についても、ほぼおなじような傾向がみとめられる。しかし、その理由はかならずしも明らかでない。

## (二) 組合設立に至る経緯

本県において最初に設立された女工保護組合は、出稼女工を突出してつとも多数輩出している下新川郡の組合である。一九二五年九月、下新川郡女工保護組合が設立された<sup>(3)</sup>。同組合の設立には、郡当局の積極的な指導があった。当時の一調査報告書は次のように記している。

「富山県は全国的に知られたる女工出身地にて……県下に於ても下新

川郡は三千二百五人の多数の女工が出稼して居る。依つて旧来の弊害を矯正する目的にて郡、当局は大正十四年十月下新川郡女工保護組合を設置した」(4)

下新川郡当局のこうした動きをうけて県当局は一九二六年末、女工保護組合設置奨励政策を打ちだし、警察署管内を単位とする組合の設立を各町村に慫慂した(5)。その結果、翌二七年一月に四組合(井波区域女工保護組合、小杉警察署管内女工保護組合、八尾警察署管内女工保護組合、中田女工保護組合)、二月に一組合(石動警察署管内女工保護組合)、三月に二組合(大久保区域女工保護組合、東砺波郡藁谷村女工保護組合)、六月に一組合(東砺波郡大鋸谷村女工保護組合)、七月に一組合(高岡女工保護組合)が設立された(6)。県の奨励策にもかかわらず、実際に設立された女工保護組合の数は意外と少なかったが、問題は県はなぜ警察署管内単位での組合の設立を奨励したのかということにある。その理由は、「労働者募集取締令」(二四年一月公布)によって、一定の条件のもとでの「募集従事者」(募集人)の活動が法的に承認された(7)ことに対する同県の対応にある。すなわち、県当局は「労働者募集取締令」の公布にともない、各道府県の判断に委ねられていた同令の「施行細則」の改正をおこない、女工保護組合と「募集従業者」との協働・協調の体制をとった。このことについて当時の一調査報告書は次のようにのべている。

「県当局は組合保護の方針を採り、労働者募集取締令(施行細則―引用者注)を改正し、『募集従業者募集ニ着手セムトスルトキハ、募集地警察署長ニ就キ労働者募集取締ニ関スル指示ヲ受クヘシ』なる一項を加へて、警察署長をして、募集従業者は組合に就きて募集をなすことを指示せしめ、女工供給を組合の手にて取扱はしめんとするが如き方法を講じてゐるから、組合は大いに發達の傾向にある」(8)

「労働者募集取締令」に対する同県のこうした対応は、前述した山梨県のばあいとはまったく対照的であり、この点については後に改めて論述することにする。

### (三) 組合の組織と構成員

組合の組織単位（組織区域）は、上述のように警察署管内単位であった。ただ、県の女工保護組合設置奨励策が打ちだされる前に設立されていた下新川郡女工保護組合は、その名が示すとおり郡（六つの町と三七の村）単位であった。組合員は、県の設置奨励策が打ちだされたときに作成されたとおもわれる「富山県女工保護組合規約準則」（以下「規約準則」と記す）によれば、「本組合ハ何警察署管内出身ノ女工並女工ト為ラムトスル者ヲ以テ正組合員トシ、其父兄及本組合ノ趣旨目的ヲ翼賛スル者ヲ以テ賛助組合員トス」<sup>9</sup>（第三条）とされている。新潟県の女工保護組合と比べたばあい、組合員構成上の女工組合員の地位は、形式上本県の女工保護組合の方が高かった。ただし、組合に加入するかどうかを各自の自主的な判断に委ねている点は新潟県や岐阜県の組合と同様である（「本組合ニ加入セムトスル者ハ其ノ住所、氏名、年齢及組合員ノ種別ヲ記シ申出ツヘシ」<sup>10</sup>）（「規約準則」第一四条）。

そこで次に、女工保護組合の組合員数をみることにしよう（表20）。一組合の組合員数は少なくとも半数は六〇〇人を超えており、岐阜県や新潟県の組合と比較したばあい、その大規模さをうかがい知ることができる。とくに、下新川郡女工保護組合の組合員数は五八〇〇人を超えており、これまでみてきた各県の組合のなかで最大規模をはこる組合であった。組合員の内部構成をみると、女工を正組合員としその父兄を賛助組合員としたためであろうか、全体として女工の比率が五一・五％と半数以上を占めており、この点でも新潟県の組合とは際立った違いがみとめられる。

表 20 富山県女工保護組合の組合員数（1927 年現在）

| 組合名           | 父兄                        | 女工                        | 計                           |
|---------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 下新川郡女工保護組合    | 2,695 <sup>人</sup> (46.2) | 3,143 <sup>人</sup> (53.8) | 5,838 <sup>人</sup> (100.0)  |
| 井波区域女工保護組合    | 530 (59.6)                | 360 (40.4)                | 890 (100.0)                 |
| 小杉警察署管内女工保護組合 | 800 (56.1)                | 625 (43.9)                | 1,425 (100.0)               |
| 八尾警察署管内女工保護組合 | 1,300 (46.4)              | 1,500 (53.6)              | 2,800 (100.0)               |
| 中田女工保護組合      | ?                         | ?                         | ?                           |
| 石動警察署管内女工保護組合 | — (0.0)                   | 35 (100.0)                | 35 (100.0)                  |
| 大久保区域女工保護組合   | 340 (50.0)                | 340 (50.0)                | 680 (100.0)                 |
| 東砺波郡養谷村女工保護組合 | 59 (47.6)                 | 65 (52.4)                 | 124 (100.0)                 |
| 同 大鋸谷村女工保護組合  | —                         | —                         | 58                          |
| 高岡女工保護組合      | ?                         | ?                         | ?                           |
| 合計            | 5,724 (48.5)              | 6,068 (51.5)              | 11,792 <sup>*</sup> (100.0) |

資料：表 2 と同じ資料より作成。

注：※には大鋸谷村女工保護組合の人数は含まない。

女工保護組合には、役員として組合長一名、副組合長一名、委員若干名、顧問若干名、事務員若干名、世話人若干名がおかれ、委員は町村長がこれに当り、顧問は警察署長有志が就任するとされている。また組合長、副組合長は委員会で選出され（したがっていずれかの町村長）、世話人は組合員のなかから組合長が「囑託」し、顧問は組合の総会で推薦するとされている（以上「規約準則」第五条<sup>11)</sup>）

これに対して、県の組合設置奨励策が打ちだされる前に設立されていた下新川郡女工保護組合のばあいには、役員構成は少し異にしている。すなわち同組合は、郡内の各町村に支部を置き、役員は組合長一名、副組合長二名、評議員八名、部長四三名で構成されている<sup>12)</sup>。その選出方法は、組合長、副組合長は組合の総会で選出され、部長は郡内の各町村長をもってこれに充て、評議員は部長の互選によるとされている<sup>13)</sup>。部長四三名という数字は、前記のように同組合の組織区域が六つの町と三七の村で構成されているためである。

同組合には以上の役員のほかに、組合長が「囑託」した世話人一四九名が存在している（二七年現在）。その世話人は二種に分かれ、「一ハ募集世話人（一〇六人）デ募集従事者之ニ当り、他ハ事務世話人（四三人）デ各町村役場書記之ニ当ル」<sup>14)</sup>とされている。このような区別はあ



るものの、両世話人はともに「各部内の就職斡旋事務に当つてゐる」<sup>(15)</sup>と報告されている。しかしその点はともかく、下新川郡女工保護組合は、「同郡内に於ける各会社の募集人」<sup>(16)</sup>と協調をはかるべく、彼（彼女）らを組合の世話人に吸収・統合していた。こうした事実をふまえると、「募集従事者」との協働・協調を前提に打ちだされた県の組合設置奨励策によって設立された組合の前記「世話人」の多くは、下新川郡女工保護組合」とおなじように「募集従事者」（募集人）だったと考えてよいであろう。もつとも、各組合がそれぞれの地域で活動している、あるいは活動しようとしている「募集従事者」（募集人）を世話人としてどこまで吸収・統合することができたかは、定かでない。

組合の事務所は、上述したことから明らかなように、下新川郡女工保護組合（事務所は同郡魚津村）などいくつかの組合を除けば、警察署内におかれていた。たとえば、井波区域女工組合は井波警察署内に、小杉警察署管内女工保護組合は小杉警察署内に、八尾警察署管内女工保護組合は八尾警察署内に、それぞれ組合事務所が設けられていた<sup>(17)</sup>。

組合の活動経費は、「規約準則」が「本組合ノ経費ハ左ノ収入ヨリ支弁ス／一組合費及保護負担金／二補助金／三寄附金及雑収入」<sup>(18)</sup>（第一二条）と規定しているように、組合費（正会員年二〇銭<sup>(19)</sup>―同第一三条）と「保護負担金」（女工供給手数料―この点後述）、県からの補助金、寄付金（おそらく賛助組合金からのものであろう）などから成っていた。しかし、経費中それぞれがどの程度の比率を占めていたかが分かる史料は存在しない。

#### （四）組合の事業

本県の女工保護組合の事業は、「規約準則」第四条によれば、「女工ノ修養、矯風、慰安、保健ニ関スル事項」（第一項）、「優良工場ノ選定、女工ノ就職条件ニ関スル事項」（第二項）、「女工及工業主間ニ於ケル諸種ノ交渉ニ関スル事項」（第三項）、「女工ノ工場生活視察ニ関スル事項」（第四項）、「女工ノ表彰、共済ニ関スル事項」（第五項）、「其

ノ他本組合ノ目的ヲ達スル為必要ナル事項」(第六項)の六事業であつた<sup>(20)</sup>。ここに示されているとおり、組合の事業にはこれまでみてきたような女工供給事業が含まれていない。それはなぜなのだろうか。その理由は、二五年一月内務省令第三〇号として「営利職業紹介事業取締規則」が制定され<sup>(21)</sup>、営利職業紹介事業をおこなうことが地方長官(府県知事)の許可制となり、その事業内容も厳しく規制されることになったためと推定される。同規則制定のほぼ一年後、女工保護組合設置奨励策を打ちだした県当局は、紹介・斡旋の手数料を取つて女工供給事業をおこなうことは、「営利職業紹介事業取締規則」の規制を受けると判断し、「規約準則」第四条の事業内容に取て女工供給事業を記さなかつたものとおもわれる。

事実、「規約準則」第四条には記されなかつたものの、県当局が「規約準則」とともに作成した「富山県女子保護組合利用規程準則」(以下「利用規程準則」と記す)では、事実上の女工供給事業の手続きが定められている。

そこで次に、この「利用規程準則」を検討することにしよう。まず女工の供給について、「本組合員ヲ女工トシテ雇傭セントスル者ハ、製糸工場ニ在リテハ毎年九月中、其ノ他ノ工場ニ在リテハ四月中ニ……申込書ニ就業案内及雇傭契約書案ヲ添付シ、所要人員ノ申込ヲナスヘシ」<sup>(22)</sup>(第二条)としている。この条文は新潟県の規定と同様に、女工の供給がかならずしも製糸女工に限定されていゝことを示している。一方、組合は組合員に対しては、「本組合員ニシテ女工ニ就職セムトスルトキハ、製糸工場ニ在リテハ毎年一月七日、其ノ他ノ工場ニ在リテハ其ノ都度……就職希望申告書ヲ組合長ニ提出スヘシ」<sup>(23)</sup>(第三条)と定めている。組合長は「就職希望申告書」を提出した組合員の代理として雇主と雇用契約を結んだ。「組合長ハ組合員ニ代リ工業主其ノ他ノ者(募集主又ハ募集従事者)ト契約ヲ締結ス/契約成立シタルトキハ組合長ヨリ其ノ要項、出発日時、其ノ他ノ必要ナル事項ヲ組合員ニ通知ス」<sup>(24)</sup>(第四条)。以上のような女工の供給・斡旋事業をおこなうため、組合による女工の統制も必要であつた。しかし実は、女

工の統制事項は「利用規程準則」には記載がなく、「規約準則」の方に記されている。その第一〇条第一項は以下のように規程している。「組合長ノ承認ヲ得スシテ任意、工業主又ハ募集、従事者ト雇傭契約ヲナサルコト」<sup>(25)</sup>。

さて、本県の女工保護組合も、女工の供給事業がその活動の中心であったが、「営利職業紹介事業取締規則」の適用を避けるため、「利用規程準則」にはいくつかの工夫がなされている。まず一つは、女工供給事業が一見無料であるかのように規定されている。「組合員タル女工ノ就職、優良工場ノ選定、工業主其ノ他ノ者ニ対スル交渉ハ凡テ無料ニテ取扱フモノトス」<sup>(26)</sup>（第五条）。そのうえで女工供給手数料は、女工の検診や保護に要する実費として「保護負担金」という名称となり、次のように定められている（第六条）。

「本組合員ヲ女工トシテ雇傭シタル者ハ、女工ノ検診並ニ保護ニ要スル実費トシテ、雇傭契約成立ト同時ニ左ノ標準ニ基キ其ノ負担金ヲ納入スヘシ、但シ就職三月（三カ月―引用者注）以内ニシテ退場シ其ノ契約期間中再ヒ就職ノ見込ナキ場合ニ限り、当該女工ノ保護負担金ヲ返戻スルコトアルヘシ

|          |      |       |
|----------|------|-------|
| 県内女工一人二付 | 一年契約 | 二円    |
|          | 二年契約 | 二円五十銭 |
|          | 三年契約 | 三円    |
|          | 四年契約 | 三円五十銭 |

県外女工一人二付

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 一年契約   | 三円                    |
| 二年契約   | 三円五十銭                 |
| 三年契約   | 四円                    |
| 四年契約以上 | 四円五十銭 <sup>(27)</sup> |

「保護負担金」(女工供給手数料)は、既述の新潟県の組合とおなじように、県内の工場に供給するばあいと県外の工場に供給するばあいとは異なっているが、岐阜県、新潟県の組合と比べると、女工供給手数料は、「保護負担金」という名称にもかかわらず、割高であった。また、契約年数に応じて「保護負担金」が高くなっていることは、女工保護組合が製糸女工固有の供給組合ではなかったことをあらためて示している。

以上、「利用規程準則」について検討してきたが、そこで示された女工供給の手続や「保護負担金」の県内・県別の金額、契約年数別の金額は同準則が作成される前に設立され活動していた下新川郡女工保護組合の慣行・規則とほとんどおなじであり<sup>(28)</sup>、「利用規程準則」が同組合に見倣って作成された可能性が高い。したがって、「利用規程準則」が定める女工保護規定も同組合とまったく同様である<sup>(29)</sup>。供給女工の保護について、「利用規程準則」はその第七条で次のように定めている<sup>(30)</sup>。

「一、契約期間中事業ノ縮少<sup>ママ</sup>又ハ休止ノ為契約解除ヲ為サムトスルトキハ<sup>あらかじ</sup>予メ組合長ニ通知スルコト」、「二、被傭者ノ一身上<sup>や</sup>已ムヲ得サル事由ニヨリ父兄又ハ本組合ヨリ帰宅ノ要求アル場合ハ、之ヲ拒ムヘカサルコト」、「三、本組合ノ規程ヲ<sup>あまじ</sup>背キ又ハ虚偽ノ申告ヲ為シタルトキ若ハ組合ノ目的ヲ妨クル行為アリタルトキハ、契約ヲ

表 21 富山県女工保護組合による業種別供給実績

| 組合名           | 1926 年度            |                  |     |                    | 1927 年度（上半期）     |                  |                |                  |
|---------------|--------------------|------------------|-----|--------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|
|               | 製糸業                | 紡績業              | その他 | 計                  | 製糸業              | 紡績業              | その他            | 計                |
| 下新川郡女工保護組合    | 1,289 <sup>人</sup> | 454 <sup>人</sup> | —   | 1,743 <sup>人</sup> | —                | 234 <sup>人</sup> | —              | 234 <sup>人</sup> |
| 井波区域女工保護組合    | —                  | —                | —   | —                  | 313 <sup>人</sup> | 7                | —              | 320              |
| 小杉警察署管内女工保護組合 | —                  | —                | —   | —                  | 2                | 69               | 3 <sup>人</sup> | 74               |
| 八尾警察署管内女工保護組合 | —                  | —                | —   | —                  | 1,473            | 150              | —              | 1,623            |
| 石動警察署管内女工保護組合 | —                  | —                | —   | —                  | 3                | 32               | —              | 35               |
| 東砺波郡菟谷村女工保護組合 | —                  | —                | —   | —                  | —                | 4                | 1              | 5                |
| 合 計           | 1,289<br>(74.0)    | 454<br>(26.0)    | —   | 1,743<br>(100.0)   | 1,791<br>(78.2)  | 496<br>(21.6)    | 4<br>(0.2)     | 2,291<br>(100.0) |

資料：表 2 と同じ資料より作成。

注：残りの 4 組合は不詳か、中央職業紹介事務局への報告なし。「その他」は織物業などと推定される。

解除スルモ異議ナキコト」、「四、本組合員タル女工ニ疾病、負傷、其ノ他ノ事故発生シタルトキハ、直ニ組合長ニ通知スルコト」<sup>ただし</sup>

右の内、第二項は、事実上雇主側の女工の人身拘束を禁止し、組合による工場からの女工引き上げの自由をみとめたものであり、それが供給女工に対する組合の保護の要となっている。

#### (五) 女工供給事業の実績

表 21 は女工保護組合による業種別女工供給実績を示したものである。既述のように、下新川郡女工保護組合を除けば組合は一九二七年に設立されているので、それらの組合の二六年度の供給実績はない。同年度の下新川郡女工保護組合の女工供給数は一七四三人、その内訳は製糸女工二二八九人（全体の七四％）、紡績女工四五四人（同二六％）である。しかし二七年度（上半期）になると、同組合の供給女工は紡績女工のみとなり、製糸女工の供給は新しく設立された八尾警察署管内女工保護組合と井波区域女工保護組合が担うようになる。また新しく設立されたそのほかの女工保護組合は女工供給数こそ少ないものの、そのほとんどが紡績女工であった。さらに言えば、下新川郡女工保護組合のばあい、表出されていない二五年四月一日現在の女工供給数は三三四二人で、そ

表 22 下新川郡女工保護組合による業種別供給実績（1926 年度）

| 出稼府県 | 保護組合幹旋女工数       |                  |                  | 下新川郡出稼女工数        |                  |                 |                  | (A)/(D)          | (B)/(E)           | (C)/(F)           |
|------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|
|      | 製糸業             | 紡績業              | 計                | 製糸業              | 紡績業              | その他             | 計                |                  |                   |                   |
|      | (A)             | (B)              | (C)              | (D)              | (E)              |                 | (F)              |                  |                   |                   |
| 愛知   | 11 <sup>人</sup> | 178 <sup>人</sup> | 189 <sup>人</sup> | 524 <sup>人</sup> | 223 <sup>人</sup> | 84 <sup>人</sup> | 831 <sup>人</sup> | 2.1 <sup>%</sup> | 79.8 <sup>%</sup> | 22.7 <sup>%</sup> |
| 大阪   | —               | 96               | 96               | 313              | 169              | 145             | 627              | 0.0              | 56.8              | 15.3              |
| 岐阜   | 291             | 20               | 311              | 371              | 26               | 23              | 420              | 82.7             | 76.9              | 74.0              |
| 長野   | 337             | —                | 337              | 352              | 4                | 8               | 364              | 95.7             | —                 | 92.6              |
| 埼玉   | 269             | 12               | 281              | 269              | 3                | 3               | 275              | 100.0            | ?                 | ?                 |
| 群馬   | 171             | —                | 171              | 206              | 9                | 10              | 225              | 83.0             | 0.0               | 76.0              |
| 京都   | 56              | 21               | 77               | 153              | 31               | 29              | 213              | 36.6             | 67.7              | 36.2              |
| 三重   | —               | 37               | 37               | 59               | 45               | 30              | 134              | 0.0              | 82.2              | 27.6              |
| その他  | 154             | 90               | 244              | 387              | 121              | 90              | 598              | 39.8             | 74.4              | 40.8              |
| 合計   | 1,289           | 454              | 1,743            | 2,634            | 631              | 422             | 3,687            | 48.9             | 71.9              | 47.3              |

資料：名古屋地方職業紹介事務局『富山県下新川郡女工保護組合』（発行年不詳。謄写刷。大原社会問題研究所蔵）より作成。

注：「幹旋」という言葉は原資料のママ。出稼府県の掲出順は出稼女工数の多い順。

の業種別内訳は、紡績女工一八六二人（総数の五五・七％）、製糸女工七二二人（同二一・六％）、織物女工四九二人（一四・七％）、「その他・業種不詳」二六六人（同八・〇％）であり<sup>③</sup>、同組合の主要な供給女工は紡績女工（二五年）↓製糸女工（二六年度）↓紡績女工（二七年度上半期）と変遷している。

以上のような下新川郡女工保護組合の女工供給先業種の転変、新しく設立された組合間における女工供給先業種の明確な差異、こうした事実がどのような理由にもとづくのか確定的なことは言えないが、前述したことを考慮すれば、「世話人」として組合に組織された「募集従事者」がどのような業種・企業に属する人々だったのか<sup>③</sup>、そのことと深くかわっていたと考えてよいであろう<sup>③</sup>。

それでは次に、女工保護組合の女工供給事業は当該地域の出稼女工に対してどの程度の影響力をもっていたのだろうか。それを網羅的に示す史料は存在しないが、下新川郡女工保護組合の二六年度分についてはよくわかる。それを示したものが表22である。下新川郡の出稼女工の内、組合による供給女工の占める割合は全体として四七・三％で、ほぼその半数を占めている。この比率は、これまでみてきた諸組合のそれと比較すると高い方に属する。業種別でその比率をみると、製糸

業では四八・九％、紡績業では七一・九％で、供給女工数は少ないものの、紡績業への供給比率の方が製糸業へのそれよりも高い。しかし、出稼府県別でみると、典型的な製糸業県である長野県や製糸業が発達している岐阜、埼玉、群馬県への出稼製糸女工に対する供給比率は八三％から一〇〇％におよんでおり、その点で組合がはたした役割はひじょうに大きかった。おなじことは、紡績業が発達している愛知県や三重県についても言えることで、同県への出稼紡績女工に対する組合の供給比率は八〇％前後におよんでいる。

また、同郡の出稼女工数で二番めに多い出稼先は大阪府であるが、大阪府は紡績業と並んで織物業（泉南綿織物業）の盛んな地域であり、織物業を中心とする「その他」業種への出稼女工数が多いため、大阪府への出稼女工全体に対する組合の供給比率は一五・三％と低い数字となっている。

以上のようにみると、下新川郡女工保護組合は、同郡の出稼女工の内、主要な製糸業県、紡績業県への出稼女工に対する供給比率は八〇％以上という相当高い比率をほこっていたものの、織物業を中心とする「その他」業種への供給活動は不活発だったため、全体としての供給比率は前記の四七・三％にとどまった。換言すれば、同組合は主要な製糸業県、紡績業県の「募集従事者」を世話人として組織したことにより、高い供給実績をあげる一方、おそらく織物業など「その他」業種の「募集従事者」が存在しなかったためであろう、それらを世話人としてもともと組織することができなかったため、結果として出稼女工全体を掌握することができなかった。

#### (六) 組合が存在する郡の地域的特徴

以上、富山県の女工保護組合について考察してきたが、これまでの論述と同様、最後に組合が存在する郡は小作地率と米の反収からみてどのような地域的特徴があったかを検討することにした。ただし、小杉警察署管内（射水

表 23 富山県の郡別小作地率と反収  
(1933 年)

| 郡 名  | 小作地率 (%) | 反収 (石) |
|------|----------|--------|
| 上新川郡 | 59.0     | 2.393  |
| 中新川郡 | 54.5     | 2.279  |
| 下新川郡 | 53.5     | 2.245  |
| 婦負郡  | 52.3     | 2.381  |
| 射水郡  | 70.6     | 2.513  |
| 永見郡  | 53.8     | 2.155  |
| 東砺波郡 | 54.4     | 2.491  |
| 西砺波郡 | 56.4     | 2.578  |
| 県平均  | 56.0     | 2.394  |

資料：『富山県統計書』1933 年より作成。

郡)、八尾警察署管内(婦負郡)、石動警察署管内(西砺波郡)、大久保区域(上新川郡)、鋸屋村・蓑谷村(東砺波郡)などの女工保護組合は、それぞれ郡内の特定の小さな所で設立されているので、郡の地域的特徴をみてもあまり意味がないため、ここでは同県内で最大の組合を擁した下新川郡についてみることにしたい。そこで表23をみると、下新川郡は小作地率の面でも反収の面でも、県平均と比較するとあきらかに低い。しかし、ほかの郡と比較すると下新川郡の小作地率・反収がとくに際立って低いともいえない。このことをふまえると、下新川郡は県内では比較的地主制の展開がよわく、相対的に低生産力の地帯であったと結論づけてよいであろう。

# 注

(1) 山で切り出した材木を急流の川で流し運搬する業。この業を担う労働者を「流材人夫」と言い、それは熟練した技能を持った船頭、流材人夫、運搬人夫の三種に分かれる。

(2) こうした漁業、流材への男性出稼者を保護するために、一九二〇年一月には「下新川郡出漁団」が、一二二年六月には「東砺波郡中野出稼組合」(流材人夫の出稼組合)が設立された。これらの団体・組合の設立の経緯や活動内容については、名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』一九二七年(大原社会問題研究所蔵)二四二―二六六頁参照。なお「東砺波郡中野出稼組合」についてより詳しくは、名古屋地方職業紹介事務局『富山県東砺波郡中野出稼組合』一九二七年(謄写刷、同研究所蔵)を参照され



たい。

- (3) 中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一九二八年一月、三八頁。
- (4) 名古屋地方職業紹介事務局『富山県下新川郡女工保護組合』発行年不詳、謄写刷（大原社会問題研究所所蔵）一頁。
- (5) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』二頁、三八頁。
- (6) 同上書、卷末付表による。
- (7) 西成田豊「近代日本における繊維工業女性労働者の募集方法について——女工と労務供給請負業」〔『人文・自然研究』第六号、一橋大学大学教育研究開発センター、二〇一二年三月〕第五節を参照。
- (8) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』三九頁。
- (9) 同上書、一一八頁。
- (10) 同上書、一二〇頁。
- (11) 同上書、一一八頁。
- (12) 同上書、二三―二四頁。
- (13) 同上書、二四頁。
- (14) 同上書、卷末付表、備考欄。
- (15) 同上書、二四頁。
- (16) 同上書、二四頁。
- (17) 同上書、卷末付表による。
- (18) 同上書、一二〇頁。
- (19) 同上書、一二〇頁。
- (20) 同上書、一一八頁。
- (21) 労働省『労働行政史』第一卷、労働法令協会、一九六一年、五四七―五五〇頁。

- (22) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一二〇頁。
- (23) 同上書、一二〇頁。
- (24) 同上書、一二一頁。
- (25) 同上書、一一九頁。
- (26) 同上書、一二一頁。
- (27) 同上書、一二一頁。
- (28) 同上書、四〇―四四頁。
- (29) 同上書、四三頁。
- (30) 同上書、一二一頁。
- (31) 前掲、名古屋地方職業紹介事務局『富山県下新川郡女工保護組合』五―六頁より算出。
- (32) 一九二四年一二月公布（二五年三月施行）の「労働者募集取締令」は、「募集従業者」を法的に承認しつつ、「募集従事者」の募集活動は募集主（雇主）が特定されていることを条件としている（この点については、西成田前掲論文、二五六頁を参照）。
- (33) したがって、下新川郡女工保護組合のばあいには、組合長が「囑託」する世話人（募集従事者）が募集するばあいの企業・業種が毎年変わったのか、あるいは世話人（募集従事者）自体が毎年交替させられたのかの、いずれかであろう。

## 五 女工供給（保護）組合と国家の労働政策

以上、岐阜、山梨、新潟、富山の四県の女工供給（保護）組合について考察してきた。そのなかですでに部分的に

ふれたように、これらの諸組合が活動するうえで、この時期に公布・施行された国家の労働政策（職業政策）、すなわち「労働者募集取締令」（一九二四年二月公布、二五年三月施行）と「営利職業紹介事業取締規則」（二五年二月公布、二七年一月施行）との関係が問題となった。「労働者募集取締令」は別稿①で詳しく論じたように、人物を精査したうえで、依頼主（雇主）が特定されているばあいの「募集従事者」の活動（労務供給請負業）を法的に承認するものであった。一方、「営利職業紹介事業取締規則」は、「営利ヲ目的トスル職業紹介事業」（第一条）にさまざまな規制基準を設けたものであった②。

本節では、これまでの考察と一部重複するところがあるが、これらの労働政策（職業政策）に対して女工供給（保護）組合を支えてきた県がどのような対応をとったかを、あらためて論ずることにしたい。

まず岐阜県の女工供給組合のばあい、そのすべてが「労働者募集取締令」が施行される前に設立されていたが、同令施行にともない、組合が設立されている町村内において募集人が直接女工を募集することを禁止した県令が効力を失ない、「募集人の跋扈<sup>ばうこ</sup>に委するの昔日に還元せんとする」③状況が生まれた。そこで県当局は、「労働者募集取締令施行細則」を改正し④、その第一五条に「募集従事者ニシテ本則ノ規定又ハ募集地所轄警察署ニ於テ取締上必要アリト認メ為シタル命令ニ違反シタル者ハ、募集ノ停止ヲ命シ又ハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ」という一項を付けくわえた⑤。そしてこの追加条項は、実際には、「女工供給組合設置の区域に於て、募集従事者より警察官署に対し募集者主催<sup>マツ</sup>の提出あるや、直に警察署長より之に対して直接募集の禁止の命令を発する方法を採る」ことを可能とし、「故に……組合設置区域内に於ては事実上募集員の直接募集は殆ど<sup>ほとん</sup>禁止せられてゐる状態」⑥をつくりだした。

一方、富山県のばあいは、「労働者募集取締令」の施行にともない、岐阜県と同様にその「施行細則」を改正しつつも、改正の内容は同県とは異なり、女工保護組合と「募集従業者」との協働・協調の体制をとった。

これに対して山梨県のばあいは、「労働者募集取締令」の施行にともない、女工供給組合を保護するために組合設置地域内での募集人による募集禁止の措置を「違法」と受けとった県当局は、その措置を解除したため組合は急速に衰退することになった。ただ、同県においては、募集人による募集活動が相当活発だったために組合が機能せず、上記の県の措置がすでに解除されていた地域もあつたため、「労働者募集取締令」の施行を奇貨として県当局が組合保護の措置を意識的に撤回した可能性も否定できない。

新潟県のばあは、「労働者募集取締令」に対する対応は詳らかではない。しかし、以上の考察から明らかなように、同令に対する岐阜県・富山県の対応（その内容については両県の間に重要な相違があるが）と山梨県の対応は、まったく異なっていた。その相異を生み出した重要な一因は、「労働者募集取締令」と女工供給（保護）組合の関係をどう捉えるかについての各県の認識の差異にあつた。しかし、「労働者募集取締令」の作成に携わつた社会局事務官・木村清司によれば、女工供給（保護）組合に対する県の支援と同令はけつして抵触しないと、その著書のなかで次のように記している。

「労働者募集取締令は、労働者募集取締に関する排他的規定にあらずして原則的規定に過ぎない故に、本令の規定に抵触せざる各地方特殊の事情に応ずる特殊の取締規定を設けることは、毫も之を禁止する趣旨で無い。夫れ故に、女工供給保護の規定は、庁府県の命令を以て定むるは毫も差支無い」<sup>(7)</sup>

次に、「営利職業紹介事業取締規則」の公布・施行に対して各県はどのように対応したのだろうか。まず新潟県のばあは、県当局が女工保護組合奨励策を打ち出した同じ年の一九二五年、政府（内務省）が「営利職業紹介事業取締

規則」を公布したため、それ以前に設立されていた組合もそれ以降新設された組合も、同規則第二四条にいう「有料職業紹介事業」として認定し、それを受け入れ、女工供給手数料も同規則施行細則に規定された最高限度額以内に改定した。この間の事情について当時の一調査報告書は次のようにのべている。

「従来手数料は県内一円五十銭、県外参円になつてゐる所が多かつたが……本県下に於ては有料にて供給斡旋をなす保護組合は、営利職業紹介事業取締規則第二四条に云ふ有料職業紹介事業に包含せられ、同規則の準用を受くるに至つたため、同規則施行細則の手数料最高制限の規定により最高貳円と規定さるゝに至つた」<sup>(8)</sup>

すなわち、二五年県当局が女工保護組合奨励策を打ちだす前に設立されていた組合（その活動は全体として不活発だったことは前述したが）の女工供給手数料は、女工一人につき県内工場一円五十銭、県外工場三元であつたが、「営利職業紹介事業取締規則」の適用を受け入れたことにより、その後新設された組合も含めて女工供給手数料は一人につき二円以内（実際には既述のように県内工場一円、県外工場二円）とすることになった。

これに対して富山県のばあいは、「営利職業紹介事業取締規則」の適用を避けるために女工保護組合についての「規約準則」のなかでは女工供給事業については触れず、「利用規定準則」のなかでは事実上の女工供給手数料を女工の「検診」と「保護」を目的とした「保護負担金」という名称を用いることで対応した。その結果、新潟県の組合の女工供給手数料と比較したばあい、富山県の組合の「保護負担金」は著しく高いものとなった。

以上のように、国家の労働政策（職業政策）に対して、女工供給（保護）組合を支援してきた四県は、さまざま、

しかしそれぞれかなり異なる対応と施策をとったが、その原因は一重に女工供給（保護）組合が国家の労働政策のなかに明確に位置づけられていないことにあった。しかしそのことは、国家が女工供給（保護）組合についての認識を欠いていたことを意味するわけではない。そこで以下、国家が同組合に対してどのような考え方をもっていたのかを考察することにした。

まず、「労働者募集取締令」の作成にかかわった社会局事務官・木村清司の考えをみることにしよう。木村はまず現状の女工供給組合（木村は女工保護組合という用語を用いていない）について次のようにのべていた。

「女工供給組合は、定款には募集に応ずる女工をも其の組合員とするも、此等女工は組合事業の対象であるが、実質上組合員ではない。又此等は年少の婦女子を主とし性質上団結し得ない故に、労働組合として成立発達する可能性は全然之を有しないものと見るべきである……。而して現在の供給組合は出稼職工帰郷後の健康状態より目覚めた町村自治体幹部の発意に基いて設けられ、之が事務は自治体の保護事務の一部として施行せられ……其の作用は地域的強制職業紹介所……たるの作用を為して居る」〔9〕

ここで木村は、労働組合の成立・発展は望ましいという考えを前提として、女工供給組合はそれには成り得ないとし、組合は町村自治体の幹部が関与している「地域的強制職業紹介所」としてとらえている。このように町村自治体幹部が関与している結果、木村は組合が女工の保護者の意向も反映していないとし、組合を「女工保護者組合」に転換すべきだと主張する。

「女工供給組合の問題点は―引用者―組合が応募者及其の保護者と離れて夫の事業が運用されている点にある。斯くの如きは甚しく弊害を伴ひ易きものである。夫れ故に余は、女工供給組合が女工保護者組合に転化すべきものたるを提唱して、其の發達を希ひ度く思ふ」<sup>(10)</sup>

女工の保護者による組合とすべき理由としては木村はまず第一に、農村の未成年女性に、出稼先企業の労働条件の善し悪しを判断する能力がないことを挙げている。

「今日の実情より見るに、農村の民は個人的に見るときは、概して真に労働条件の優劣を判断する能力と智識とを有しない。徒に募集従事者の甘言に惑はさるるか、又は眼前の利益に依り決するは免れ難い所である。応募者は又殆んど未成年の女子であつて判断能力發達せず、單に其の父兄の決する儘である。故に適當なる機關を設け、之に或る程度迄工場の選択を為さしむるならば、遙に応募者の利益なるのみならず、延いては工場をして真に労働条件の改善に努めしむるの機運を醸成するであらう」<sup>(11)</sup>

「女工保護者組合」となるべき理由の第二は、町村の吏員などが関与する女工供給組合はさまざまな弊害（その具体的な内容は記されていないが）を生みだすからである。

「女工供給組合の弊害は、応募者及び其の父兄と供給組合との關係が密接ならざるに起因する。供給組合は恰も労働組合の如く、全然応募者及び其の父兄と一心同体であらねばならぬ。之と其の休戚（喜びと悲しみの意―引

用者」を共にし其の利益を代表する者を以て其の幹部とせねばならぬ。単に町、村吏員又は町、村の有力者を充つるが如きは誠に百弊の源であらう」<sup>12)</sup>

ここで木村は、町村の吏員などを排除し、女工供給組合を可能なきぎり労働組合に近い存在にすることを提言している。「女工保護者組合」となるべき第三の理由は、そうなれば「労働者募集取締令」第一三条の精神と一致するようになるからである。

「供給組合の組織が発達し真に応募者の父兄其の他応募者を保護する者の団体となるならば、其の団体の同意なくして其の組合員の女工を募集し得ざることとは、労働者募集取締令第十三条の（募集従事者は―引用者）未成年者、禁治産者、準禁治産者及妻に就ては親権者、後見人、保佐人、其の他本人の保護する者の同意なくんば募集し得ざる旨の精神の拡充と見るべきである。何とならば、今日募集せらるる女工は殆んど未成年であつて、供給組合は其の保護者の団体であるが故に、正に之が承認の必要は右の規定の趣旨に毫も反しない」<sup>13)</sup>

ただし木村が、現存の女工供給組合であっても「労働者募集取締令」とは抵触しないとしていることは、前述したとおりである。

第四の理由は、「女工保護者組合」に純化した方が女工供給事業をとおして女工の「利益」と「権利」が増大するからである。



「女工供給組合は供給を受けたる工業主より一定の手数料を徴して居る……此の手数料の収入を最も良く利用せしむるに就いては、当局の指導監督を最も必要とする処であるが、運用宜しきを得ば労働者の福利の増進に資することは少くあるまい。又女工供給組合は其の供給したる女工の利益を代表して、賃銀の支払、貯蓄金の返還、手荷物の引渡等に就て交渉の任に当り、良く女工の権利を伸長し得るであらう。而して女工供給組合発達し、其の事務の執行に就いて改善が加へられるときは……工業主側の受くる利益も少なからざるに至るであらう」<sup>〔14〕</sup>

木村は、以上四つの理由を挙げて女工供給組合を町村行政の関与を排した「女工保護者組合」とし、その本来の女工供給機能を發揮すべきだとしている。ただ木村は、女工供給組合について最後に次のようにのべている。

「依之観之、女工供給組合は排斥すべきに非ずして大いに之を指導し監督し保護すべきものである。……唯<sup>これによつていふるに</sup>被害の極めて起り易い性質を有するものであるから、当局に於て極力監視し、実績の挙がらず（女工供給事業の不活発——引用者注）又は組合幹部其の人を得ざるが如き場合には、保護規定適用の特権の剝奪を為すべきであらう」<sup>〔15〕</sup>

ここで木村は、「女工保護者組合」に再編されなくとも、現存の女工供給組合を監督しつつ保護し、事業（供給）実績があらうないばあいや、組合の幹部にいかかわしい人物がいるばあいは、「保護規定適用の特権」を剝奪するとしている。つまり木村は、「女工保護者組合」という望ましい姿を示しつつも、現存の女工供給組合の事業を肯定しつつ、木村が所属する社会局として女工供給組合を政策的保護（「保護規定適用の特権」の付与）の対象としている

ことを、かたっている。

一方、中央職業紹介事務局<sup>16</sup>は、女工供給（保護）組合に対してどのような認識をもっていたのだろうか。結論を先取りするかたちで言えば、同局も木村（社会局）とほぼおなじような認識を示しつつも、後者よりも一歩進んだ高い評価をあたえている。ただし、その評価に関する記述は資料によって、あるいは資料のなかで多少異なっている。中央職業紹介事務局（以下、「事務局」と記す）は、女工供給（保護）組合についてまず、それが労働組合的性格を有していることを記している。

「供給組合は、被傭者の共通利益の擁護及其地位の向上を目的とする被傭者の団体たる点に於て、労働組合の性質を有するものと謂ふを得よう」<sup>17</sup>（供給組合は「引用者」何れも出稼工女及其父兄を以て組合員とし、役員は組合員の選挙によつて就任する組織となつてゐる自主的組合であり、団結の力によつて雇傭契約上に於ける女工の不利なる地位を高めて雇傭主と対等の地位に於て契約をなし得る様になさんとする点に於て、労働組合的色彩を有してはゐる」<sup>18</sup>）

しかし、女工供給（保護）組合の問題点は木村の指摘と同様に、それに地方自治体が強く関与していることにあると、「事務局」はとらえている。

「其発生が工女側の発意に出づるもので無く、寧ろ自治体の当局者と工女の父兄との共同努力に依るものであり、其運用は全然幹部たる人士に委せられ、工女は其庇護の下に在るに過ぎず、且被傭者として団結の方法によつて

其共同利益の伸長を図らむとするの自覚に乏しい」<sup>(19)</sup>「大体その組織の中心が地方公共団体と密接なる關係にある」<sup>(20)</sup>「各組合等しくその組織上に於て、その事業の遂行上に各組合員の意志が発現せられる自主的な団体よりは、寧ろむじママ少数役員ひとうの意思により事業が運用せられる一の事業団体と見られる」<sup>(21)</sup>

以上のように「事務局」は、女工供給（保護）組合を労働組合的性格を有していることを指摘しつつも、他方自治体の関与という問題を重視し、その結果、同組合に対してそれぞれ少しずつ異なる以下のような規定と評価をあたえている。

「現在の供給組合は、地域的強制職業紹介たるの性質を可なりに持つて居るものと云ふべく……将来は漸次此性質を脱却して真の労働組合に近づいて行くと思はれる」<sup>(22)</sup>「供給組合は―引用者―實際上に於てその（地方公共団体の―引用者）力によつて運用されて居る状態であり、寧ろ労働保護を目的とする社会事業団体と見るのが當を得たものであらう」<sup>(23)</sup>「組合はその中心を町村役場に置きその事務が町村吏員によつてとられてゐる事は、まず―該事業の町村たる公共団体の附随事業の如き感あらしめてゐる」<sup>(24)</sup>

このように「事務局」は、その刊行資料の違いによつて、あるいはおなじ刊行資料のなかでも、女工供給（保護）組合について異なつた規定をあたえている。しかし、女工供給（保護）組合を結論として総括的に論じた箇所では、「事務局」は同組合に対して以下のような高い評価をあたえている。

「女工保護組合なるものを純粹なる労働組合と見るべきや否やは之を別論とするが、少くとも組合員がこの組織によつて団結協力して募集の弊害から利益を擁護し、併せて労働条件の改善を計るを目的として発生した事は、我國婦人労働運動史上に、一、新紀元を画したものであると共に、労働需給上における労働者自身による労働供給事業の管理を実施することによつて労働保護の完からしめんとした事は、又従来の労働需給過程に新機軸<sup>まったく</sup>を現はしたものなり」<sup>(25)</sup>

このように「事務局」は、女工供給（保護）組合に対する総括的な規定としては、日本の女性労働運動史上の「新紀元」、「労働者自身による労働者供給事業」という「新機軸」という認識を示している。

以上、木村（社会局）、中央職業紹介事務局の議論をとおして、女工供給（保護）組合に対する国家の認識を考察してきた。同組合を中程度に評価するか高く評価するかの程度の差はあるものの、国家としては問題点を把握しつつも同組合を保護・奨励する政策的スタンスをとっていたことが明らかとなった。そして、女工供給（保護）組合に対するこうした国家の政策的スタンスは、視野を広げて見れば、労働組合を法的に承認（労働組合法案の立案）しようとする一九二〇年代の国家の労働政策<sup>(26)</sup>と密接に関連していた。

注

(1) 西成田豊「近代日本における繊維工業女性労働者の募集方法について——女工と労務供給請負」、『人文・自然研究』第六号、

一橋大学大学教育研究開発センター、二〇二二年三月）二五三―二六六頁参照。

(2) 労働省『労働行政史』第一巻、労働法令協会、一九六一年、五四七―五五〇頁。

(3) 名古屋地方職業紹介事務局『管内各県下に於ける労働事情』一九二七年（大原社会問題研究所所蔵）一〇二頁。

(4) 同上書、一〇三頁。

(5) 中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一九二八年一月、三二頁。

(6) 同上書、三二頁。

(7) 木村清司『労働者募集取締令釈義』清水書店、一九二六年、五二頁。

(8) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』五六頁。

(9) 木村、前掲書、四九頁。

(10) 同上書、四九頁。

(11) 同上書、五〇頁。

(12) 同上書、五〇頁。

(13) 同上書、五一頁。

(14) 同上書、五二―五三頁。

(15) 同上書、五三頁。

(16) 一九二一年四月職業紹介法が公布され（同年七月施行）、職業紹介事業を国の事務として市町村長が管掌する（同法第一条）とともに、内務大臣のもとに中央・地方の職業紹介事務局をおくこととした（同法第七条）。その点で、中央職業紹介事務局の考えは、国家の労働政策（職業政策）を反映していると判断した。

(17) 中央職業紹介事務局『本邦製糸業労働事情』一九二八年一月、六一頁。

(18) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』五頁。

(19) 前掲、中央職業紹介事務局『本邦製糸業労働事情』六一頁。

- (20) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』五頁。
- (21) 同上書、二五頁。
- (22) 前掲、中央職業紹介事務局『本邦製糸業労働事情』六一頁。
- (23) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』五頁。
- (24) 同上書、二五頁。
- (25) 同上書、九八頁。
- (26) この点については、西成田豊『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会、一九八八年、第四章を参照。

## 六 総括と研究史の検討——結びに代えて

最後に、これまでの考察を総括するとともに、そこから導きだされた結論を敷衍しつつ、若干の問題を提起したい。そのうえで、女工供給（保護）組合にかんするこれまでの研究にはどのような問題点が含まれていたかを考察することにする。

まず組合の名称であるが、「女工供給組合」と称するばあいと、「女工保護組合」と称するばあいとがあり、また岐阜県のように「女工供給組合」、「工女組合」、「女工組合」、「職工組合」など幾つかの名称をもつ県も存在した。そうした名称の付け方の違いがどのような事情にもとづくのかは、いまのところわからない。

組合設立の経緯は、大づかみにいえば、郡ないし郡単位下の町村が設立を主導し、その後県が補助金給付などをもなった組合設置奨励策を打ち出すことによって普及することになった。すなわち、岐阜県においては大野郡町村長

会議の決議とその後の県令の発出が、また富山県においては、下新川郡当局による同郡女工保護組合の設立とその影響をうけた県の組合設置奨励策の発出が、組合を普及させることになった。新潟県においては、これらとは多少異なるものの、村の有志の見聞にもとづいて、南鱒石村に組合が設立されたあと、郡単位の組合が設立され、その後県の組合設置奨励策が発出されることによって組合が普及した。また山梨県のばあいは、山梨善誘協会の設立というかたちで県が主導し、同協会の郡支部を介して町村に組合が設立された。

女工供給（保護） 組合の組織単位（組織区域）の圧倒的多数は町村単位（ごく一部は警察署管内）であるが、組合設立の経緯からもわかるように、郡単位の組合も存在した。組合の事務所は町村の役場内におかれ、組合長は町村長が務め、組合の事務は町村吏員が担うことが一般的であった。その点で、女工供給（保護）組合の活動は町村行政の一環として推進されたといつてよい。組合員は女工とその父兄（保護者）によって構成されていたが、組合員や女工の比率が高いか父兄の比率が高いかは、主として女工の自立度に規定されていたと推定される。ただし、新潟県の組合は「その他」の人びとが組合員として加入していたが、それらの人びとがどのような職業・階層の者であったのかは判然としないが、規約上は、「組合ノ趣旨目的ヲ翼賛スル者」であった。

女工供給（保護） 組合の活動は、規約・規則上はさまざまな面におよんでいたが、その中心的な活動は女工供給事業であった。組合の女工供給事業は、募集従事者（募集人）の募集活動に対応して女工の出稼労働市場を規制し、女工の供給「独占」をはかるという性格を有していた。組合の事業をとおして供給される女工は製糸女工が圧倒的に多かったが、紡績女工や織物業などそのほかの業種の女工も少なからず存在した。また、ごく少数であるが紡績女工のみを供給する組合も存在した。その点で、女工供給（保護）組合は製糸業個々の組合ではなかった。

組合設置区域内の出稼女工にしめる供給女工の割合（以下、「供給実績」と記す）は、出稼先が県内か県外かで、

出稼先業種が製糸業か紡績業かで、あるいは組合の所在地の郡がどこかによって、異なっていた。岐阜県の組合は、県内への供給実績は三〇―四〇%であるのに対し、県外への供給実績は七二%であり、山梨県の組合も県内への供給実績は二八%、県外への供給実績は七〇%であった。また富山県の組合のばあい、供給実績が判明する下新川郡女工保護組合についてみると、製糸業に対する供給実績は四九%であるのに対し、紡績業への供給実績は七二%であった。一方、新潟県の組合のばあいは、組合所在地の郡によって供給実績は区々<sup>まちまち</sup>であり、高いところで五七%を示す組合がある一方、まったく供給実績がない組合も存在した。

組合の供給実績は四県全体をとおしてみたばあいは高い方であったが、地域によって多様な差異があったことも事実である。その多様な差異は、組合がその設置区域内での出稼女工の供給「独占」をめざしていたものの、当該地域内での募集従事者（募集人）の募集活動を完全に規制することができなかったこと（組合に加入せず、あるいは組合員であつても女工が募集従事者と直接雇用契約を結んだこと）に根本的な原因があつた。

このことは、日本最大の製糸業県である長野県において、なぜ女工供給（保護）組合が設立されなかったのかという問題と密接に関連している<sup>(1)</sup>。同県においては実は、女工の供給に限定されたものではないが、日本で最初の供給組合が設立されている。一九一六年三月に設立された平根村工男女組合（同県佐久郡）がそれである<sup>(2)</sup>。同組合は、組合員が「二重雇傭契約を締結することを避け、全員一致の歩調を採って、一団となつて一定の工場へ入場するの方針を採り、工業主に対しては賃銀、貯蓄金の支払及び工男女の帰郷に関し交渉に当ること」<sup>(3)</sup>を目的とし、組合設立当初は、工業主と組合員の雇用契約の締結に組合の幹事が積極的にかかわつた。しかし、その後も平根村地域内での募集従事者（募集人）の活動が相当活発だったため、組合はこれを規制することができず、「各組合員全く自由に募集従事者と契約を締結し、組合設立の趣旨が没却せられるに至つた」<sup>(4)</sup>とされている。その後、同組合が消滅



（解散）したのかどうかは判然としないが、日本で最初の供給組合の活動が募集従事者（募集人）の活動によっておこきく制約されたことは、その後長野県において女工供給（保護）組合が設立されなかった有力な要因だったようにおもわれる。逆に言えば長野県においては、女工供給（保護）組合の設立を許さないほど募集従事者（募集人）の勢力が強かったと推察される。

さて、女工供給（保護）組合が設立されたところ（郡）の地域的特徴は、当該県のなかでは地主制の展開がよわくかつ低生産力地帯か（岐阜県、富山県）、かならずしも低生産力地帯ではないが地主制の展開がよわい地域（新潟県）、あるいは出稼先に近い地域（山梨県）であった。女工供給（保護）組合が設立された地域が出稼女工を多数輩出している県であり<sup>(5)</sup>、またその県内でも地主制の展開がよわい地域であったこと、また小作料の現物性とともにもその高率性が地主制の特徴であったことを考慮すれば、山田盛太郎『日本資本主義分析』（一九三四年）以来、日本地主制史研究において主張され続けてきた「高率小作料と低賃金の相互規定関係」という構造規定<sup>(6)</sup>は、根本的に再検討される必要があるようにおもわれる。

最後に、女工供給（保護）組合に対する国家の政策的認識は、木村（社会局）と中央職業紹介事務局とは多少異なっていたものの、いずれもそれを労働組合に近い存在とみとめつつも、町村行政当局がそれに関与していることが問題である<sup>(7)</sup>とらえていた。組合に対するそうした国家の認識は、おこきく見れば、労働組合を法的に承認しようとする二〇年代の国家の労働政策と政策的基調を同じくするものであった。ただ筆者は、女工供給（保護）組合の問題点とされた町村行政当局の関与を、近代日本の地方自治体、とくに一九二〇年代の地方自治体がその重要な機能の一部として有していた公共的機能の実現としてとらえたい<sup>(8)</sup>。女工供給の手数料を県（郡）内の工場へは安く、県（郡）外の工場へは高くするという組合の方針は、そのことを端的に示している。このようにみれば、女工供給（保

護)組合に対する国家の認識のなかには、二〇年代の「大正デモクラシー」・大衆民主主義的状况のもとで、女性労働者の募集の保護を国家が担うのか、それとも地方自治体の公共機能が担うのかという「対立」的契機がふくまれていたといつてよい。しかし、女性労働者の募集の保護という政策的目標は一致していたため、その「対立」の幅は小さく、女工供給(保護)組合の活動は、国家によって事実上積極的に容認されていた。

以上、本論での結論を若干敷衍しつつ総括するかたちでのべてきたが、最後に、女工供給(保護)組合にかんするこれまでの研究に対する批判的検討をおこなうことにする。

中村政則氏の研究<sup>(8)</sup>の問題点の第一は、女工供給(保護)組合を「下から設立された組合」、「上から設立された組合」、その「中間形態」の三つのタイプに分けていることである。中村氏は「下から設立された組合」として二〇年八月、北魚沼郡の堀之内町を中心に設立された「北魚沼郡中部女工保護組合(のち堀之内女工保護組合と改称)をあげている。同氏は、当時田川入村(同郡堀之内町)役場の書記をしていた森山政吉への聞き取りを中心に、組合設立へ向けた森山の広範囲にわたる活動・交渉とその熱意を紹介して<sup>(9)</sup>、同組合を「下から設立された組合」の典型としている。しかし、組合の設立にかかわった特定の人物に焦点を定めた聞き取りであれば、聞き取る方にとってそれは当然「下から」の動きとして認識されよう。氏は、森山への聞き取りのなかでさりげなく「堀之内役場とも相談して」<sup>(10)</sup>と記しているが、本論でのべたように、組合の設立は、町村や郡が深くかかわっている。森山の活動をけつ<sup>おとし</sup>して貶めるつもりはないが、町村や郡の役場のなかには森山のような人物がいた可能性は否定できない。事実、氏は「中間形態」とされる岐阜県の組合について「おそらく飛驒の女工供給組合設立の背景には、新潟の森山政吉のような熱意のある人の活動があったと想像される」<sup>(11)</sup>と記している。したがって、森山の行動と熱意を紹介することによって前記の組合を「下から設立された組合」と規定することはできないであろう。

中村氏が前記の組合を「下から設立された組合」と規定するもうひとつの理由は、森山が組合の常任幹事になったばかりでなく、組合員は女工とその父兄のほかに、「組合の趣旨に賛成する者ならばだれでもなれた」<sup>(12)</sup>ことをあげている。そして、そのことをもって上記の組合を「民間の有志が下からつくった、典型的な組合であった」<sup>(13)</sup>と評している。しかし本論でのべたように、新潟県の女工保護組合の特徴は、組合員のなかに「その他」の人びとが多数ふくまれていたことにある。そして組合員中の「その他」の人びと（「民間の有志」）の割合が高い組合は、同県が組合設置奨励策を打ち出した（二五年）あとに設立された組合に多いのである。氏は、「腰の重い新潟県庁も、このような女工供給組合や保護組合が各村でつぎつぎとつくられてゆくのをみて、傍観視することもできなくなり」<sup>(14)</sup>と記しているが、組合設立に消極的であった（既述のようにそれは誤りである）とされる県が急に組合設置奨励方針に「転換」（「上から」の動き）することによってなぜ「その他」の人びと（「民間の有志」）が組合員に加入するようになったのか（氏の議論に則していえば、それは組合の「下から」の性格）、この相矛盾する事実を、中村氏はどのように説明するのであろうか。

中村氏が主張する「上から設立された組合」の典型は、山梨県の山梨善誘協会である。それは「県工場課が上から組織した官製的性格の濃厚なもの」<sup>(15)</sup>とされている。そう規定したうえで氏は、山梨善誘協会の中心的な活動は「労働運動対策や募集競争対策に重点があったため、大正十四年に内務省募集取締令がだされると、まったく無力な存在と化してしまった」<sup>(16)</sup>と記している。本論でのべたように、山梨県の女工供給組合（町村単位）は、たしかに山梨善誘協会とその郡支部をとおして県が主導するかたちで設立されたが、山梨善誘協会自体は女工供給組合ではない。したがって、労働者募集取締令に発出によって「無力な存在と化し」たのは山梨善誘協会ではなく、県の政策判断による女工供給組合である。また女工供給（保護）組合は、繰り返しになるが、町村や郡の主導のもとに設立されたが、

最終的には県の支援・助成政策（それはこの時期の地方自治体が有していた公共的機能として捉えることができる）によって拡充・強化されており、山梨県の当局（工場課）が前面に出たことをもって、組合（氏においてはその実態が誤認されているが）の「官製的性格」と規定するは、「階級国家」論に捕らわれた誤りであろう。

このようにみると、中村氏が「下から設立された組合」、「上から設立された組合」とタイプ分けすることは、史実に則してみれば完全な誤りであり、その「中間形態」として岐阜県の女工供給組合をあげる<sup>17)</sup>のも間違いである。そもそも女工供給（保護）組合の設立は岐阜県から始まっており、「中間形態」が女工供給（保護）組合の嚆矢という類型認識自体、到底受けいれがたいであろう。

中村氏の研究の第二の問題点は、女工供給（保護）組合が設立された経緯（契機）や、その活動目的を誤認し、まったく理解していないことである。同氏は、前述のように森山政吉への聞き取りにもとづき、北魚沼郡中部女工保護組合（のち堀之内女工保護組合）の設立に向けた森山の活動の意図を、一九一八—一九二〇年ころから激しくなった女工募集の結果、「村の娘のあいだに風紀上、健康上、憂うべき事態が発生するにいた」<sup>18)</sup>り、「私生児と結核という二つの問題がこの村をおそった」<sup>18)</sup>ことを解決するためだったとしている。そして、設立にこぎつけた組合の目的は「いうまでもなく女工の風紀と健康の保全をはかることにあった」<sup>19)</sup>とし、組合の主要な活動は「(1)帰郷中の女工に裁縫その他必要な科目をえらんで講習をおこなう『特別教養』、(2)『健康診断』、(3)『慰安会』、(4)『慰問』、(5)女工の疾病・死亡にたいし見舞金または弔意金を贈る『弔意』、(6)女工各種の状態を調査する『各種調査』、(7)『視察』などであった」<sup>20)</sup>とのべている。森山の活動の善意も、設立された組合の目的も、氏のいうとおりであろう。しかし、中村氏が森山への聞き取りに引きずられ、それを一般化し、「女工保護組合は、よわい立場の女工や女工の父兄にかわって、女工の労働者としての権利を守るために、さまざまな功績をのこした……骨ぬき工場法しかだせない日本政府の社会

政策の貧困・欠落を、必死になって埋めようとしていたのは、じつにこのような地元の人の郷土愛に発する人道主義的善意だった」<sup>21)</sup>と主張するとき、本論での考察をふまえれば、それは誤りといわねばならない。女工供給（保護）組合の活動の中心は、全体としてみれば女工供給事業にあり、保護活動は規約上はたしかに明文化されていたものの、その活動実態はきわめて乏しかったというのが本論での結論である。女工供給（保護）組合の活動は、工場法の系列で捉えられるべきではなく、募集従事者（募集人）の活動への対抗という視点で捉える必要がある。

そして実は、中村氏は女工供給（保護）組合の中心的な活動であるこの女工供給事業の意義をまったく理解していないため、とんでもない議論を展開している。氏は次のように言う。「県（岐阜県―引用者注）当局が、女工募集にさいして募集人と直接交渉してはならず、女工供給組合をつうじて募集せよと命じたため、かえって組合は不振におちいつてしまった。というのは、女工の父兄のなかには募集人との直接交渉＝取引によって、うまくゆけば前賃金をたくさんとれることもあったから、町村役場をつうじての契約はめんどりで、うまみがないと考えたためである。そのため、飛驒の女工供給組合はあまりふるわなかったようである」<sup>22)</sup>。氏のこの指摘は、募集人の活動に対する岐阜県の規制が女工供給組合発展の条件であったこと、逆に県や組合の規制を破る一種の「脱法」行為が組合の組織力を弱めたこと、飛驒三郡下の組合はけっして不振ではなかったことの三点で、誤りである<sup>23)</sup>。

以上のように中村氏は、女工保護組合も女工供給組合もその中心的な活動が女工供給事業にあったことを理解できなかったため、以下のような的外れな結論を導きだしている。「女工保護組合が女工の供給よりも保護のほうを重視していたのにたいし、女工保護より供給のほうに重点をおいてスタートしたというちがいがあって、そのことが供給組合の早期衰退の原因となっていたのかもしれない」<sup>24)</sup>。

次に私のかつての論考<sup>25)</sup>を批判的に検討することにしよう。拙稿は、「産業資本確立期」の繊維女工の前借金に縛

られた「債務奴隷」的雇用関係<sup>26</sup>が「独占成立期」には「後退」し、紡績業とともに製糸業においても「雇用関係の近代的再編が進んだ」<sup>27</sup>としている。そして、製糸女工のこうした雇用関係の実質的な改善をすすめた有力な要因として女工供給（保護）組合の設立をあげている。この点について拙稿は以下のように記している。「女工保護（供給）組合は、雇用契約への積極的な介入を行ない（工場主の組合長への誓約書提出、組合長による雇用契約の承認、組合長を契約代理者とする委任契約など）、雇主側の遵守すべき義務や、女工側の権利を示す事項を契約書に明記せしめ、女工側と雇主側の対等な近代的雇用関係を実現した。女工保護（供給）組合の一部はまた、雇用契約への介入の過程で前借金に対する規制を行ない、この面からも「債務奴隷」的な雇用関係を後退させた」<sup>28</sup>。

女工供給（保護）組合が、組合員の女工やその父兄の雇用契約締結に上記のような点での介入をおこない、また時には前借金に対する規制もおこなったことは、本論でのべたとおりである。しかし、別稿<sup>29</sup>で詳しく論じたように、募集人・紹介人による女工の移動・「逃亡」（工場への出し入れ・工場間回し）を考慮すれば、前借金による女工の人身拘束性（「債務奴隷」性）を過度に強調するのは誤りであり、そのことだけを念頭において、組合の介入による雇用関係の改善＝近代化（そのこと自体は間違いではないと思うが、「近代化」というよりは「現代化」というべきであった）を主張するのは一面的であるという謗りを免れがたいであろう。拙稿においては組合の女工供給事業が完全に無視されており、その事業との関連において雇用契約締結への組合の規制・介入があったという重要な論点の分析が抜け落ちているからである。拙稿執筆のさいは、本稿で用いたものとおなじ重要資料<sup>30</sup>を参照しているが、労働者供給事業や労働供給請負業など想像しがたい時代（その後労働者供給事業に繋る労働者派遣法の公布と二度にわたる同法改正がおこなわれた）に制約されて、その資料の重要な箇所への関心がいかず、上述のような分析の限界を露呈することになった。そしてそのような分析の限界から、女工供給（保護）組合を製糸業固有の組織と認識していた

ことも誤りであった。

また拙稿では、女工供給（保護）組合について「製糸労働市場の全体を統轄することができず、その組織的影響力は意外と小さかった」<sup>③</sup>とのべ、その限界的側面を強調している。しかし本論での考察のような組合の供給実績を具体的に分析すれば、組合の積極的側面が強調されるべきであった。新しい制度なり組織が生まれたものの、当初の目標（本稿に則していえば女工の供給「独占」）が達成されなかったとき、その限界的側面を強調するか、何割かでも目標を達成した新しい制度・組織の積極的側面や、それらが切り拓いた新しい地平を強調するかは、その人の思想や思考の在りようと深く関係しているようおもわれる。当時の私の思想・思考の在りようは前者にあった。

## 注

（１）諏訪製糸業地帯の女工の出身地は、「あ、野麦峠」、「峠を越える女」、「飛驒の工女」などの標語からうまれるイメージで、岐阜県出身者が多いようにおもわれるが、実際には長野県出身の女工が圧倒的に多かった。事実、諏訪製糸業地帯の女工の出身地比率は、一九〇四年は長野県が六七・六％と圧倒的に高く、岐阜県は一二・八％にすぎず、一〇年は長野県は五五・二％に下がるものの、岐阜県も一〇・二％に下がっている（石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、一九七二年、第五八表による）。また、一九二二年末現在、長野県の工場法適用工場（職工一五人以上使用工場）の職工一〇万三四人の出身地別内訳は、長野県七万六五九二人（全体の七六・六％）、新潟県九二〇五人（同九・二％）、山梨県八七八二人（同八・八％）、岐阜県二二三三人（同二・二％）、富山県一四四八人（同二・四％）、その他府県一七九四人（同二・八％）であった（桂皋「本邦製糸業労働事情（二）」『社会政策時報』第四一号、一九二四年二月、七八―七九頁より算出）。長野県の工



場の圧倒的多数が製糸工場であることを考慮すれば、二〇年代においても、長野県製糸女工の圧倒的多数は同県出身者であり、岐阜県出身者は少数であった。

- (2) 平根村工男女組合は、一九一六年三月、平根村の村長土屋六郎が同村駐在の巡査や同村の小学校長などと協議して設立された(前掲、木村清司『労働者募集取締令釈義』附録、三六頁)。

- (3) 同上、三六一三七頁。

- (4) 同上、三七頁。

- (5) たとえば、製糸業への一九二八年中の出稼女工八万七〇七三人の出身地上位五県は、新潟県二万三五五人(全体の二三・四%)、山梨県一万七六八八人(同二〇・三%)、岐阜県九二〇三人(同一〇・六%)、富山県五五一〇人(同六・三%)、静岡県三〇五七人(同三・五%)であり(中央職業紹介事務局『昭和三年中に於ける道府県外出稼者に関する調査概要』一九三〇年三月より算出)、上位四位(出稼女工の六〇・六%)までが女工供給(保護)組合が設立された県であった。

- (6) 山田盛太郎は、「日本資本主義存立の地盤を規定してゐる所、法則。かくの如き法則として、日本における比類なき高さの半隷農的小作料と印度<sup>インド</sup>以下の低い半隷奴的労働賃銀との相互規定」関係を指摘し、これを「賃銀の補充によつて高き小作料が可能にせられ又逆に補充の意味で賃銀が低められる様な関係の成立、即ち、半隷農的小作料支払後の僅少な残余部分と低い賃銀との合計でミゼラブルな一家を支へる様な関係の成立」と規定している(山田『日本資本主義分析』岩波書店、一九三四年、六二頁)。ただし山田は、日本資本主義と地主制の相互規定関係を、別の箇所では、「現物年貢(地代―引用者)の資本転化」という視点で説いている。山田はこう記している。「日本資本主義の場合における構造的特質は、一方においては、耕作規模の零細性……と現物年貢の高額……とをもつ世界に類似なき迄に劣悪至酷な、龐大なる半農奴制的零細耕作の、半隷農主寄生地主による隷役土壌と、他方においては……半隷農的現物年貢よりの資本転化を基調とする所の、強力的に設定せられた軍事的財閥的資本主義……双方の、相互規定的に組み合されてゐる関係。これである」(同上書、一七四頁)。「現物年貢の資本転化」について山田はさらに、「半隷農的現物年貢の徴収とそれの農業部面外での資本転化との意義を検するに、それは、半隷農主的寄生地主的関係の廃絶の要因ではなくして逆にその永絶の要因」(同上書、一七四―一七五頁)



であると同様議論を展開している。山田の以上の言説にみられる賃金、労働、地主制などに対する概念規定には異論がある。ただ山田が日本資本主義と地主制の関係を、「高率小作料と低賃金」の関係、「現物小作料（地代）の資本転化」という二つの視点で捉えていることはあきらかである。本稿の課題との関連でいえば前者が問題となる。ただ後者の点についてひと言だけのべておけば、日本の地主制研究に「地代の資本転化」という画期的な視点を取りいれたとする中村政則氏の研究『近代日本地主制史研究——資本主義と地主制』一九七六年、東京大学出版会）が、山田のこの言説について何ひとつまったく触れていないのは、講座派マルクス主義者のなかでも山田をもっとも高く評価している同氏だけに、不可解と言うほかはない。なお、やや態様は異にするが、今谷明「平泉澄と権門体制論」（今谷『天皇と戦争と歴史家』洋泉社、二〇一二年七月、一二五—一四九頁）が、私がここで指摘したことと同じような問題を具体的に記しているので参照されたい。

- (7) 近代日本の、とくに二〇年代の地方自治体の公共的機能については、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究』日本経済評論社、二〇〇三年、序章を参照されたい。

- (8) 中村政則『労働者と農民』小学館、一九九〇年。

- (9) 同上書、二七二—二七三頁。

- (10) 同上書、二七二頁。

- (11) 同上書、二七六頁。

- (12) 同上書、二七三頁。

- (13) 同上書、二七三頁。

- (14) 同上書、二七五頁。

- (15) 同上書、二七五頁。

- (16) 同上書、二七五頁。

- (17) 同上書、二七五頁。

- (18) 同上書、二七二頁。

(19) 同上書、二七三頁。

(20) 同上書、二七三—二七四頁。

(21) 同上書、二七四頁。

(22) 同上書、二七六頁。

(23) 中村氏は、「飛驒の女工供給組合はあまりふるわなかった」という間違った認識を前提に、それをさらに一般化し、女工供給（保護）組合の活動の不振、その存在の希薄さを強調している。こうした氏の歴史認識自体が間違っているが、問題なのはこの重要な史実解釈を氏が聞き取り、なるもの、に頼っていることである。氏はこうのべている。「事実、私は飛驒の古川や新潟県の六日町へいったとき、かつて地元の募集人や女工に女工保護組合のことを何度かきいてみたが、逆に怪訝な顔をされた記憶がある。『そんなものがあるの、知らなかった』というのが、女工であつた人たちの答えであつた」（中村、前掲書、二七六頁）。これは驚くべき聞き取り（？）である。聞き取りは本来、史実は漠然としてはわかるが、その具体的な内容やその背景が文献や史資料ではわからないとき、統計数値ではわかるが、その数値の裏側にある人びとの生活や生業がわからず歴史叙述に支障をきたすときなど、になされる方法であつて、史実が存在したか否か、あるいは史実の重みを問う聞き取りなど本来ありえないことである。史実が存在したかどうか、あるいはその影響力がどの程度あつたのか問うときは、何人かに「何度か」聞くのではなく、本来多数の人びとを対象としたアンケート調査によるべきであらう。森山政吉への聞き取りに引きずられて「下から設立された組合」という間違つた類型設定したことなどをふまえば、氏の聞き取りの方法には問題があると言わざるをえない。本稿で使用したような基本的な重要資料（中央職業紹介事務局『女工供給（保護）組合調査』一九二八年一月など）が存在するにもかかわらず、そうした文献をきちんと精査し分析することなく、農村の古老への聞き取りのなかにこそ歴史の真実が秘められているというある種の「思い込み」が、そうした聞き取りの方法的劣化をまねいていると言わねばならない。

(24) 中村、前掲書、二七六—二七七頁。

(25) 西成田豊『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会、一九八八年、第一章第四節（初出論文は、「労働力編成と労資関

係」一九二〇年代史研究会編『一九二〇年代の日本資本主義』東京大学出版会、一九八三年、所収。

(26) 同上書、五七頁。

(27) 同上書、五八頁。

(28) 同上書、五九頁。

(29) 西成田豊「近代日本における繊維工業労働者の募集方法について——女工と労務供給請負業」(『人文・自然研究』第六号、二〇一二年三月、一橋大学大学教育研究開発センター)。

(30) 前掲、中央職業紹介事務局『女工供給(保護)組合調査』。

(31) 西成田、前掲書、七一頁。

(二〇一二年九月一日提出)